

直送済

平成 22 年（行サ）第 43 号 選挙無効請求上告事件

上告人

被上告人 東京都選挙管理委員会

上告理由書

[訂正版]

平成 22 年 5 月 13 日

最高裁判所 御中

上告人訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 田 中 克 郎

同 弁護士 伊 藤 真

重要度を下記マークで示す

最重要・・・・★★★

より重要・・・・★★

重要・・・・★

目次

上告理由.....	1
第1部 3— 13の論点骨子 — (本書3~17頁)	3
★★★論点骨子 1 憲法前文・第一段・第一文冒頭の「正当(な)選挙」とは、 『国民の多数が多数の国会議員を選出する仕組みの選挙』を意味する(本書3~4頁)	3
(1) 『主権者(国民)の間での多数決により、直接又は間接に、立法、行政、司法を決定・支配するというルール』(①「憲法前文の正当(な)選挙の定め」、②「憲法96条」、③「同79条」)は、民主主義国家の『根幹ルール』であり、かつ憲法の基本規範である(本書3頁)	3
(2) 『少数の国民(全人口の42%)から構成される小選挙区の合計(151)から選出される国会議員(151名)が、小選挙区(300)選出の全国国会議員・300人の多数(151)を占めること』は、憲法前文・第一段・第一文冒頭の「正当(な)選挙」の定め違反する(本書3~4頁)	3
★★★論点骨子 2 「一人一票」の『憲法上の権利』は、都道府県間の境界の維持等の『憲法外の利益』に優越する(本書5頁)	5
★★★論点骨子 3 裁判官は、国民の多数が高知3区選挙権を1票とすると、自らの選挙権は1票未満でしかないという真実を知った場合の、推察される国民の意見(即ち、(推察される)『世間の常識』(甲10参照))と矛盾しないように、「憲法が国民一人一人に「一人一票」を保障しているか否か」を判断するよう求められる(本書5~6頁)	5
★★★論点骨子 4 国会議員は、一票の不平等の問題については、利害関係者である(本書6頁)	6

★論点骨子 5	3つの参政権は、一定年齢に達した国民全員にとって、等価である (本書 7～9 頁)	7
(1)	憲法は、主権者である国民の国政に対する参政権として、下記の 3 つの権利を定めている	7
(2)	3 つの各国民の参政権は、いずれも各国民の有する『国政に対する影響力』そのものである (本書 7～8 頁)	7
(3)	憲法上、『国民一人の国政に対する影響力』は、①最高裁判官の国民審査権、②普通選挙権、③憲法改正の国会提案に対する承認権 (但し、上記①～②については、20 才以上の国民につき、均一であり、上記③については、18 才以上の国民につき、均一である) の 3 つにつき、均一である (本書 8～9 頁)	8
★論点骨子 6	信託 (憲法前文第 1 段第 2 文) (本書 9～10 頁)	9
★★★論点骨子 7	1983 年米国連邦最高裁 (Karcher v. Daggett) は、ニュージャージー州における米国連邦下院議員選挙に於いて、ニュージャージー州内の各連邦下院議員選挙区間の『1 票対 0.993 票』 (又は 1 対 1.007 倍) の最大較差ですら、違憲・無効とした (甲 5 の 2 (抄訳)) (本書 10～11 頁)	10
★★論点骨子 8	立証責任 (1983 年米国連邦最高裁判決 Karcher 対 Daggett 事件、462 U.S. 725 (1983)、甲 5 参照) (本書 11～12 頁)	11
★★論点骨子 9	最高裁大法廷判決平成 17 年 9 月 14 日 (在外邦人選挙権剥奪違法確認請求事件) (本書 12～13 頁)	12
★★論点骨子 10	最大判平 21.9.30 (本書 13 頁)	13
★論点骨子 11	比較衡量 (本書 13～14 頁)	13
★論点骨子 12	民主党政案集 INDEX 2009 (本書 15 頁)	15
★論点骨子 13	経団連、経済同友会は、いずれも、選挙権の投票価値の平等を主張している (本書 16～17 頁)	16

第 2 部	— 詳細な議論 — (本書 18～53 頁)	18
★★★	第 1 「正当(な)選挙」(憲法前文第 1 段第 1 文冒頭) (本書 18～23 頁)	18
	1 序 (本書 18～20 頁)	18
	2 詳説 (本書 20～22 頁)	20
	3 本件議員定数配分規定は、「投票価値の平等」を否定している (本書 22～23 頁)	22
	4 小括	23
★★★	第 2 紛争の利害関係者は、『紛争を解決するための審判官』たり得ない (本 書 24～27 頁)	24
★★	第 3 立証責任(米国連邦最高裁判決(Karcher 対 Daggett 事件、462 U.S. 725<1983>、 甲 5) (本書 28～35 頁)	28
	1 米国連邦最高裁判決 (Karcher 対 Daggett 事件、462 U.S. 725 <1983>、甲 5) (本 書 28～29 頁)	28
	2 上告人の主張 (本書 29～30 頁)	29
	3 被上告人の立証責任 (本書 30～31 頁)	30
	4 1983 年米国連邦最高裁判決 (Karcher 対 Daggett 事件、462 U.S. 725 <1983>、甲 5) の判断枠組 (本書 31～35 頁)	31
★★	第 4 最高裁大法廷判決平成 17 年 9 月 14 日 (在外邦人選挙権剥奪違法確認請求 事件) (本書 36～39 頁)	36
★★	第 5 最高裁大法廷判決平成 21 年 9 月 30 日 (参議院議員選挙無効訴訟) (本書 40～ 42 頁)	40
	1 最高裁大法廷判決平成 21 年 9 月 30 日 (本書 40 頁)	40
	2 最大判平成 21 年 9 月 30 日の多数意見 (本書 41～42 頁)	41
★★	第 6 1983 年米国連邦最高裁判決 (Karcher v. Daggett, 462 U.S. 725 1983 年) (甲 5) (本 書 43～44 頁)	43
★	第 7 「1 票の格差・2 倍未満合憲説」に対する反論 (本書 45 頁)	45
★	第 8 日本は、真の民主主義国家ではない (本書 46～47 頁)	46

★第 9	日本を民主主義国家に変える『魔法の鍵』／「一人一票」の違憲判決 (本書 48～49 頁)	48
★第 10	1964 年米国連邦最高裁判決・Reynolds v. Sims 377 U.S.533, 84 S.Ct. (1964) (甲 8) (本書 50～51 頁)	50
★★第 11	米国の州と都道府県との差異 (本書 52～53 頁)	52
第 3 部 -12 つの議論の補充- (本書 54～62 頁)		54
★★★★1	一票の不平等は、主権者 (国民) の多数決ルールを否定する (本書 54～55 頁)	54
★★2	1983 年米国連邦最高裁判決 (Karcher 事件) (甲 5) (本書 55～56 頁)	55
★★★★3	「一票の不平等」は、『少数決ルール』を必然とする (本書 57～58 頁)	57
★★4	人は、自分の選挙権は 1 票未満しかないという真実を知った途端、「一人一票」の問題は『自分事』になる (本書 58～59 頁)	58
★★★★5	一人前未満の日本人 (本書 59 頁)	59
★★6	裁判所が衆議院議員選挙違憲・無効判決を下しても、社会的混乱は生じない (本書 60 頁)	60
★★★★7	「一人一票」を実現する唯一の方法は、違憲立法審査権の行使 (本書 60 頁)	60
★★★★8	真の 3 権分立 (本書 60 頁)	60
★★★★9	(8～9 の小括) (本書 61 頁)	61
★★★★10	正義と勇気 (本書 61 頁)	61
★★11	9 つの論点に対する司法判断を求める (本書 61 頁)	61
★★★★12	歴史的裁判 (本書 62 頁)	62
【最後に】 -① (7) 「一人一票」の『憲法上の権利』は、(イ)都道府県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する／②裁判官は、国民の多数が高知 3 区選挙権を 1 票とすると自らの選挙権は 1 票未満でしかないという真実を知った場合の、合理的に推察される国民の意見 (即ち、(推察される) 『世間の常識』) と矛盾しないように、「憲法が国民一人一人に「一人一票」を保障しているか否か」を判断するよう求められる - (本書 63～86 頁)		63

<p>★★★第1 (7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(イ)都道府県の境界維持とい う『憲法外の利益』に優越する (本書 63～81 頁) 63</p> <p>1 福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の、都道府県の各境界を考慮して選挙 区割りをすべし、との判示について (本書 63～65 頁) 63</p> <p>2 福岡高判平 22.3.12 の上記①～② (本書 64～65 頁) の判示に対する反論 (本書 66～81 頁) 66</p> <p> 反論 1 (本書 66 頁) 66</p> <p> 反論 2 (本書 66～67 頁) 66</p> <p> 反論 3 (本書 67～71 頁) 67</p> <p> 反論 4 (本書 71 頁) 71</p> <p> 反論 5 (本書 71～72 頁) 71</p> <p> 反論 6 (本書 72～74 頁) 72</p> <p> 反論 7 (本書 75～76 頁) 75</p> <p> 反論 8 (本書 76～81 頁) 76</p>	
<p>★★★第2 裁判官は、国民の多数が高知 3 区の選挙権を 1 票とすると、自らの 選挙権は 1 票未満でしかないという真実を知った場合の、推察される 国民の意見 (即ち、(推察される)『世間の常識』(甲 10 参照)) と矛盾しないよう に、「憲法が国民一人一人に「一人一票」を保障しているか否か」を 判断するよう求められる (本書 82～86 頁) 82</p>	
<p>■ 上申 (本書 86 頁) 86</p>	

上告人は、下記〈1〉～〈5〉のとおり、本件上告理由を主張する。

なお、特記しない限り、略称等は原判決の用語と同一である。

記

- 〈1〉 議員定数の配分について、憲法は、人口に比例した配分を要請しており、（投票価値の不平等の問題につき利害関係を有する国会議員から成る）国会は、投票価値の平等との関係において、裁量権を有するものではない。
- 〈2〉 1人別枠方式を定めた衆議院議員選挙区画審議会設置法（以下、「区画審議会設置法」という）3条2項の規定は、投票価値の平等の要請に反し、憲法前文一段、43条1項、14条1項、44条、15条1項等の憲法の規定に違反する。
- 〈3〉 本件区割規定は、1人別枠方式を前提とし、投票価値の不平等に帰している点において、憲法前文一段、43条1項、14条1項、44条、15条1項等の憲法の諸規定に違反する。
- 〈4〉 投票価値の不平等を定めている公職選挙法、区画審議会設置法に基づいて行われた本件選挙は、上記憲法の諸規定に違反し、無効である。

換言すれば、

- ① 憲法は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動（する）」（即ち、日本国民は、「正当(な)選挙」を前提とする、代議制を介して、実質的に、国民の多数決で、立法を支配し、行政を

支配する) という『民主主義』を保障している。

- ② 上記①を実現するために、憲法は、「**投票価値の平等**」を保障している。
- ③ それ故、憲法は、丁、町、村、大字という行政区画を最小単位として用いて、人口比例によって画定された選挙区割りに基づく国会議員の選出を要求している。
- ④ 上記憲法の諸規定に違反する区割り規定を定める公職選挙法の下に行われた平成 21 年 8 月 30 日に行われた衆議院小選挙区選出議員選挙の東京第 1 区における選挙（以下、「本件選挙」という）は、無効である。

〈5〉 原判決は、本件選挙を無効とする旨の判決を下さなかった点で、憲法違反であり、破棄を免れない。

（以下、余白）

第 1 部 (本書 3～17 頁)

— 13 の論点骨子 —

重要度を下記マークで示す
最重要・・・・★★★★
より重要・・・・★★
重要　　・・・・★

13 の論点骨子は、下記のとおりである。

★★★★論点骨子 1 憲法前文・第一段・第一文冒頭の「正当（な）選挙」とは、『国民の多数が多数の国会議員を選出する仕組みの選挙』を意味する (本書 3～4 頁)

(1) 『主権者（国民）の間での多数決により、直接又は間接に、立法、行政、司法を決定・支配するというルール』（①「憲法前文の正当（な）選挙の定め」、②「憲法 96 条」、③「同 79 条」）は、民主主義国家の『根幹ルール』であり、かつ憲法の基本規範である (本書 3 頁)

民主主義の『根幹ルール』は、『主権者たる国民が、「正当に選挙された国会における代表者を通じて」、実質的な意味での多数決で、立法、行政を支配すること』である。

『重要なこと』は、『(多数の主権者（即ち、国民）が、多数の国会議員を選べるように組立てられた)「正当（な）選挙」を前提として、国会議員を介して、『多数決のルール』（即ち、形式的には、国会議員の間での「多数決のルール」、実質的には、主権者（国民）の間での「多数決のルール」）で、立法、行政を支配すること』である。

(2) 『少数の国民（全人口の 42%）から構成される小選挙区の合計（151）から選出される国会議員（151 名）が、小選挙区（300）選出の全国国会議員・300 人の多数（151）

を占めること』は、憲法前文・第一段・第一文冒頭の「正当（な）選挙」の定め
に違反する（本書 3～4 頁）

1 票対 0.99 票という僅かな「投票価値」の較差を定める法律の下で行われる選挙では、必ず、**少数の国民が多数の国会議員**を選出してしまう（本書 20～22 頁）。即ち、同モデルの下では、**0.01 票**という僅かな一票の較差ですら、一票に較差がある場合は、少数の国民が、**少数の国民が選んだ多数の国会議員**を介して、立法、行政を支配し得る（本書 20～22 頁）。よって、かような選挙は、憲法前文・第一段・第一文冒頭の「正当（な）選挙」の定め^①に反する。

現に、300 の小選挙区の中の 151 の小選挙区に住所を有する有権者数は、全有権者数（約 1 億 400 万人）の 42% でしかない。即ち、現行の選挙区割りの下では、全有権者の 42% が、全小選挙区選出衆議院議員・300 人の中の過半数・151 人を選出している（本書 46～47 頁参照）。この事実は、憲法前文・第一段・第一文冒頭の「正当（な）選挙」の定め^①に違反する。

『少数の国民（全人口の 42%）から構成される小選挙区の合計（151）から選出される国会議員（151 名）が、全小選挙区（300）選出の国会議員・300 人の**多数**（151）を占める本件選挙』は、上記(1)（本書 3 頁）の『主権者（即ち、国民）の間での多数決により、直接又は間接に、立法、行政、司法を決定・支配するというルール』

（①「憲法前文の正当（な）選挙の定め」、②「憲法 96 条」、③「同 79 条」）に違反する。

下記第 2 部、第 1（本書 18～23 頁）で、詳述する。

これは、上告人の最重要（★★★）な主張である。御精読頂きたい。

論点骨子 2 「一人一票」の『憲法上の権利』は、都道府県間の境界の維持等の『憲法外の利益』に優越する
 論点骨子 3 裁判官は、(推察される)『世間の常識』(甲 10 参照)と矛盾しないように判断するよう求められる

★★★論点骨子 2 「一人一票」の『憲法上の権利』は、都道府県間の境界の維持等の『憲法外の利益』に優越する (本書 5 頁)

(1) 憲法論として、そもそも『**憲法上の権利である**「一人一票」の権利』は、(憲法上の利益でない)「(都道府県の境界を跨いで選挙区割りになされてはならない) という利益」によって、**減殺されようがない**』との上告人の**極単純な主張**が、上告人の全主張の**中核**である。

下記【最後に】第 1 (本書 63~81 頁) で詳説する。

これは、上告人の最重要 (★★★) な主張である。御精読頂きたい。

(2) ①都道府県、②市町村その他の行政区画、③従来 of 選挙の実績、④選挙区としてのまとめ具合、⑤面積大小、⑥人口密度、⑦住民構成、⑧交通事情、⑨地理的状况 (答弁書 5 頁) の **9 要素**は、いずれも人間ではない。従って、当該 **9 要素**は、そもそも『投票』行為をなし得ない。当該 **9 要素**は、勿論**主権者**でもない。当然のことながら、投票行為をなし得るのは、人間である**主権者** (国民) のみである。よって、当該 **9 要素**は、**参政権** (例えば、選挙権) を持つ訳がない。

以上の次第であるので、当該 **9 要素**を理由とし、当該 **9 要素**に関する地域に居住する国民の一票の価値を増減することは、憲法に違反する。

★★★論点骨子 3 裁判官は、国民の多数が高知 3 区 of 選挙権を 1 票とすると、自らの選挙権は 1 票未満でしかないという**真実**を知った場合 of、推察される国民の意見 (即ち、(推察される)『世間の常識』(甲 10 参照)) と矛盾しないように、「憲法が国民一人一人に「一人一票」を保障しているか否か」を判断するよう求められる (本書 5~6 頁)

下記【最後に】第 2 (本書 82~86 頁) で詳説する。

これは、上告人の最重要 (★★★) な主張である。御精読頂きたい。

★★★論点骨子 4 国会議員は、一票の不平等の問題については、利害関係者である (本書 6 頁)

国会議員は、一票の較差問題の『当事者』又は『利害関係者』である。けだし、現職の国会議員は、『現状の投票価値の不平等を是正するように選挙区割り／議員定数を変更すること』によって、当選率が変化する (即ち、各国会議員は、場合によっては、落選というリスクに晒される。上告人注) という、利害関係を有するからである。従って、国会議員は、裁量権を持って、一票の較差問題につき判断する資格を欠く。

野球に例えて言えば、いわば、国会議員は、バッター (選手) の立場にあり、司法がアンパイアー (審判員) の立場にある。バッター (選手) は、ストライク又はボールを判定するアンパイアー (審判員) には、なれない。

(「一票の較差」の問題につき、利害関係者の立場に立つ国会議員から成る国会に、合理的な範囲内での調整を許容する) 最高裁平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁は、憲法前文第1段第1文、第2文、15条3項、14条、44条、56条2項に違反する。

下記第 2 部、第 2 (本書 24~27 頁) で詳説する。

これは、上告人の最重要 (★★★) な主張である。御精読頂きたい。

★論点骨子 5 3つの参政権は、一定年齢に達した国民全員にとって、等価である (本

書 7~9 頁)

(1) 憲法は、主権者である国民の国政に対する参政権として、下記の3つの権利を定めている

- (i) : 最高裁判所裁判官についての国民審査権 (罷免権) (同 15 条、79 条)
- (ii) : 憲法改正の国会提案に対する承認権 (同 96 条)
- (iii) : 普通選挙権 (同 15 条)

(2) 3つの各国民の参政権は、いずれも各国民の有する『国政に対する影響力』そのものである (本書 7~8 頁)

参政権は、『国政に対する影響力』である。『一票』は、参政権を具体的に数量で示している。そして、(i) : 最高裁判所裁判官の罷免権、(ii) : 憲法改正の国会提案に対する承認権、(iii) : 普通選挙権の全てにおいて、20 才以上又は 18 才以上の国民一人一人は、全員等しく、一票を有している、と解される。

一票は、投票の結果 (即ち、(i) 最高裁判官の罷免の可否、(ii) 憲法改正の承認・不承認、(iii) 立法、行政が、国会議員の中での『多数決』により支配されているところ、その『多数決』の構成要素である国会議員の選挙) に対する国民一人の影響力を、下記のとおり、数量で表象するものである。

- (i) 最高裁判官の国民審査の一票: 投票の結果に対する 1/約 1 億 400 万 (20 才以上の国民の数) の影響力を数量で表象する。但し、全有権者は、当該投票の結果に対する 1/約 1 億 400 万 (20 才以上の国民の数) の影響力という均一の権利をもつ (憲法 79 条)。
- (ii) 憲法改正の国民投票の一票: 投票の結果に対する 1/約 1 億 700 万 (18 才以上の国民の数) の影響力を数量で表象する。但し、全有権者は、投票の結果に対する 1/約 1 億 700 万 (18 才以上の国民の数) の影響力

という均一の権利をもつ（憲法 96 条）。

- (iii) 普通選挙の一票： 投票の結果に対する 1/約 1 億 400 万 (20 才以上の国民の数) の影響力を数量で表象する。但し、全有権者は、当該投票の結果に対する 1/約 1 億 400 万 (20 才以上の国民の数) の影響力という均一の権利をもつ（憲法前文第 1 段・第 1 文、第 2 文（但し、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」の定め）、56 条、14 条、44 条、15 条）。

そして、普通選挙権は、（憲法が、主権者である国民が国政に対して参政する権利として定めている）3 つの参政権（即ち、(i)：最高裁裁判官の罷免権、(ii)：憲法改正の国会提案に対する承認権、(iii)：普通選挙権）のうちの一つである。

- (3) 憲法上、『国民一人の国政に対する影響力』は、①最高裁裁判官の国民審査権、②普通選挙権、③憲法改正の国会提案に対する承認権（但し、上記①～②については、20 才以上の国民につき、均一であり、上記③については、18 才以上の国民につき、均一である）の 3 つにつき、均一である（本書 8～9 頁）

国民一人一人の普通選挙（参政権）における一票の価値（国政に対する影響力）は、最高裁裁判官の国民審査に於ける一票の価値（1/約 1 億 400 万（20 才以上の国民の数）と同一であつて、有権者全員均一である、と解される。

尚、憲法改正の国民投票の場合の国民一人一人の一票の価値も、1/約 1 億 700 万（18 才以上の国民の数）であつて、有権者全員均一である。

参政権	①憲法改正の承認・不承認の国民投票（国民投票権）	②最高裁判所裁判官国民審査（罷免権）	③（現行の公職選挙法に基づく）普通選挙（選挙権）
国政	憲法改正の国会提案に対する国民の承認・不承認	最高裁判官の罷免の可否	両院で多数又は少数を構成する国会議員の選出
国民一人の持つ国政に対する影響力	1/約 1 億 700 万 1票の価値: 18 才以上の国民全員に、均一	1/約 1 億 400 万 1票の価値: 20 才以上の国民全員に、均一	例えば、1/1 億 2000 万 (例えば、0.86 票を有する国民の国政に対する影響力) 1票の価値: 不均一。現在、住所によって差別されている <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">一票の価値は、有権者全員均一 (=1/約 1 億 400 万) であるべきである。</div> 0.86 票 (例えば)

★論点骨子 6 信託（憲法前文第 1 段第 2 文）（本書 9～10 頁）

憲法前文第 1 段第 2 文は、

「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」

と定める。

即ち、主権者たる国民は、いわば、『信託』における寄託者であり、国会議員は、いわば、『信託』における受託者でしかない。

受託者でしかない国会議員が、寄託者である主権者（国民）の国政に対する

論点骨子 7 1983 年米国連邦最高裁 Karcher 判決は、ニュージャージー州内の各連邦下院議員選挙区間の『1 票対 0.993 票』（又は 1 対 1.007 倍）の最大較差ですら、違憲・無効とした（甲 5）

影響力（一票の価値）を裁量によって増減させることは、憲法前文の定める『信託』の法理から逸脱する。本末転倒である。

よって、信託の受託者でしかない国会議員は、寄託者たる国民の「一人一票」を厳密且つ正確に実現する法律を作成する義務があり、寄託者たる国民の主権（即ち、国民一人一人の国政に対する影響力）自体の数量的表象である「一票」の価値を増減させる裁量権は、些かもない。

★★★論点骨子 7 1983 年米国連邦最高裁 (Karcher v. Daggett) は、ニュージャージー州における米国連邦下院議員選挙に於いて、ニュージャージー州内の各連邦下院議員選挙区間の『1 票対 0.993 票』（又は 1 対 1.007 倍）の最大較差ですら、違憲・無効とした（甲 5 の 2（抄訳））（本書 10～11 頁）

一方で、米国連邦最高裁判決 (Karcher v. Daggett, 462 U.S. 725 1983 年、甲 5) は、1983 年、米国下院議員選挙に関し、最大で、1 票対 0.9930 票の選挙権価値の不平等（ニュージャージー州の第 4 区の人口：527,472 人（最大）；同州の第 6 区の人口：523,798 人（最小）。両選挙区の人口差：3,674 人（=527,472-523,798）。同第 4 区（1 票の価値：最大）の選挙権の価値を 1 票とすると、同第 6 区（1 票の価値：最小）の選挙権の価値は、0.9930 票（ $0.99303 = 523,798 \div 527,472$ ）。一票の最大較差：1 対 1.007 倍（ $1.007 = 527,472 \div 523,798$ ））を定めるニュージャージー州選挙法を違憲・無効とした（甲 5）。当該判決（甲 5）が、米国で現在有効な判例である。

他方で、2009.8.30 の本件衆議院議員選挙での一票の価値の最大較差は、1 対 2.3 倍（又は、1 票：0.43 票（ $0.43 = 1 \div 2.3$ ））である。

1983 年米国連邦最高裁判決が投票価値の平等の問題につき、1 対 1.007 倍の最大較差（又は、最小人口の選挙区の選挙権の価値を 1 票とすると、最大人口の選

挙区の選挙権の価値は、**0.993 票**（ $0.99303=523,798\div527,472$ ）ですら違憲・無効と判決し、米国で「一人一票」が実現しているという事実に照らし、米国憲法と同じく、『**主権者（国民）の多数決ルール**』を『**根幹ルール**』とする日本国憲法上も、又**実務上も**、日本で、人口比例に基づく選挙割りを実現できない根拠がない。

下記第 2 部、第 6（本書 43～44 頁）で詳説する。

これは、上告人の最重要（★★★）な主張である。御精読頂きたい。

★★論点骨子 8 立証責任（1983 年米国連邦最高裁判決 Karcher 対 Daggett 事件、462 U.S. 725（1983）、甲 5 参照）（本書 11～12 頁）

上告人は、ここに、下記¹のとおり主張する。

記¹（本書 11 頁）

「上告人は、本件選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能であったことの**立証責任**を負う。

もし、上告人が、この立証責任を果たせば、被上告人は、本件選挙区間の人口較差は、憲法上許容される一定の適法目的を達成するために必要であったことの**立証責任**を負う。」と。

ところで、上告人は、本法廷で、投票価値の最大較差が 1 対 **2.255 倍**（甲 2、訴状 3 頁）に及ぶことを立証した。更に、上告人は、甲 16 により、選挙区間の人口較差を均一化しようとして誠実に努力すれば、この 1 対 **2.255 倍**という投票価値の最大較差を縮小又は排除可能であることも立証した（甲 16）。

上告人は、甲 16 により、小選挙区間の人口較差が、均一な人口の小選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能であったことの立証責任を果たしたので、被上告人は、『本件衆議院議員選挙に於いて、投票価値の 1 対 2.255 倍の最大較差が一定の適法目的を達成するために必要であったこと』の主張・立証責任を負っている。

当該上告人の主張は、1983 年米国連邦最高裁判決 Karcher 対 Daggett 事件 (462 U.S. 725 (1983)、甲 5 参照) と同じ立場に立つものである。更に当該上告人の主張は、最高裁大法廷判決平成 17 年 9 月 14 日 (在外邦人選挙権剥奪違法確認請求事件) の下記論点骨子 9 (本書 12~13 頁) に記載の判示にも、沿うものである。

下記第 2 部、第 3 (本書 28~35 頁) で詳説する。

★★論点骨子 9 最高裁大法廷判決平成 17 年 9 月 14 日 (在外邦人選挙権剥奪違法確認請求事件)

(本書 12~13 頁)

同判決が、

「 国民の代表者である議員を選挙によって選定する国民の権利は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹を成すものであり、民主国家においては、一定の年齢に達した国民のすべてに平等に与えられるべきものである。」

「 憲法の以上の趣旨にかんがみれば、自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として、国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認

められる事由がなければならぬというべきである。そして、そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能し著しく困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事由があるとはいえず、このような事由なしに国民の選挙権の行使を制限することは、憲法 15 条 1 項及び 3 項、43 条 1 項並びに 44 条ただし書に違反するといわざるを得ない。」(強調 引用者)

と明言していることに注目されたい。

下記第 2 部、第 4 (本書 36~39 頁) で詳述する。

★★論点骨子 10 最大判平 21.9.30 (本書 13 頁)

最大判平 21.9.30 は、従来の各最高裁大法廷判決と異なって、参議院議員選挙区選挙における投票価値の最大較差・1 対 4.84 倍を「大きな不平等」と明言した。

下記第 2 部、第 5 (本書 40~42 頁) で詳述する。

★論点骨子 11 比較衡量 (本書 13~14 頁)

一方で、「投票価値の平等を実現することによって得られる利益」は、『多数の国民が、「投票価値の平等」を前提とする「正当(な)選挙」に基づく代議制を介して、間接的に、立法、行政の二権の『内容・仕組みの決定』及び当該二権の『決定』、『行使』を行い、かつ国会議員の多数決で指名された内閣総

理大臣によって組閣された内閣が、最高裁判所裁判官を『指名・任命』する』
ということである。

他方で、「投票価値の平等」を①都道府県、②市町村その他の行政区画、③従来の選挙の実績、④選挙区としてのまとまり具合、⑤面積大小、⑥人口密度、⑦住民構成、⑧交通事情、⑨地理的状况（答弁書5頁）の9要素を理由として減殺することによって得られる利益」は、『上記①～⑨の9要素を理由として投票価値の増加を享受する各選挙区の有権者が、当該増加した投票価値に見合うだけの数の国会議員を追加的に選出できること』である。しかしながら、当該利益の実現は、『少数の国民から構成される『各選挙区の合計』から選出される国会議員が、各院で多数を占めるということ』を必然とし、その結果、少数の主権者（国民）から構成される『各選挙区の合計』から選出された多数の国会議員を相当な比率で含む各院が、全ての議事を多数決により決定してしまうという、憲法の想定していない反民主主義的事態の発生を必至とする。当該利益の実現は、憲法の基本中の基本の『国の仕組み』（即ち、主権者（国民）の多数が、代議制を通じて、立法、行政の二権を決定・行使し、最高裁判所裁判官を指名・任命するという『国の仕組み』）を破壊する。よって、当該利益は、憲法により保護されている利益とは言えない。

以上のとおり、憲法の視点から見れば、「投票価値の平等を実現することによって得られる利益」は、『「投票価値の平等」を上記①～⑨の9要素を理由として減殺することによって得られる利益』より圧倒的に大である。よって、『投票価値の平等を実現することによって得られる利益』を保護する、300の小選挙区を人口に比例して振り分ける選挙区割り、憲法上の要請である。

★論点骨子 12 民主党政策集 INDEX 2009 (本書 15 頁)

民主党は、『民主党政策集 INDEX2009』(甲 12。民主党のホームページで、国民に広く公開されている。)の 10 頁で、衆議院小選挙区選挙に於いて、

「また、1 票の較差拡大の原因となっている「基数配分」(小選挙区割りの際にまず 47 都道府県に 1 議席ずつ配分する方法)を廃止して、**小選挙区すべてを人口比例で振り分ける**ことにより、較差是正を図ります。」(強調 引
用者)

と明記している。

ここで、「**小選挙区すべてを人口比例で振り分ける**」とは、『已むを得ない場合は、県境を無視してでも、小選挙区の**すべて**を同一の人口とすること、即ち、(投票価値の平等を前提とする)「一人一票」を実現すること』を意味する、と解される。けだし、県境を無視しない限り、「小選挙区**すべて**を人口比例で振り分ける」ことは、不可能だからである。

『民主党政策集 INDEX 2009』が、衆議院小選挙区選出につき、「**小選挙区すべてを人口比例で振り分ける**」と明記する以上、『民主党政策集 INDEX 2009』は、『民主党の目から見て、已むを得ない場合は、県境を無視してでも、小選挙区**すべて**を同一の人口とすること、即ち、(投票価値の平等を前提とする)「一人一票」を実現することが、実行可能であること』、を示している。

★論点骨子 13 経団連、経済同友会は、いずれも、選挙権の投票価値の平等を主張
している (本書 16~17 頁)

『国民が一人一票を求めていること』の証拠の一例として、下記²に示すと
おり、『経団連、経済同友会が、いずれも、一票の格差の解消を求めているこ
と』が挙げられる。

記² (本書 16~17 頁)

「1. 社団法人日本経済団体連合会 (以下、「経団連」という) は、その 2005 年 1 月
18 日付公式文書『わが国の基本問題を考える』の 23 頁 (甲 13) で、

「1. 国と国民の関係

(1) 一票の格差是正と政治・社会教育の充実

民主主義の最も基本的な条件は、国民一人一人が等しい権利を持って
その意思を政治に反映することである。そのため、一票の格差是正は極
めて重要な課題であり、人口の増減を把握し、これを速やかに反映する
仕組みを早急に実現する必要がある。」 (強調 引用者)

と記述している。

即ち、経団連は、

「民主主義の最も基本的な条件は、国民一人一人が等しい権利を持ってそ
の意思を政治に反映することである。」 (強調 引用者)

と明言している (甲 13)。

2. 社団法人経済同友会は、そのウェブサイトで、

「 経済同友会は「一票の格差是正」を目指します！

- ・ 「投票価値の平等」は常に保障されるべき国民の権利であり、いわゆる「一票の格差」を可能な限り解消し、民意を正しく国政に反映することは、まさに民主主義の基本であります。」 (強調 引用者)

と宣言している (甲 14) 。

当裁判所は、上記経団連、経済同友会の公式意見 (甲 13、14) をも考慮のうえ、憲法が国民に「一人一票」を保障しているか否かを判断するよう、求められる。

(以下、余白)

第2部（本書18～53頁）

－ 詳細な議論 －

重要度を下記マークで示す
最重要・・・・★★★★
より重要・・・・★★★
重要・・・・★

★★★★第1 「正当(な)選挙」（憲法前文第1段第1文冒頭）（本書18～23頁）

- －「投票価値の平等」を否定している本件議員定数配分規定は、『全有権者の多数が、「正当(な)選挙」に基づく代議制を介して、間接的に、立法、行政を支配し、かつ出席国会議員の多数により指名された内閣総理大臣及び内閣総理大臣によって組閣された内閣が、最高裁判所裁判官を指名・任命する』という憲法の定める『国の仕組み』』を否定する－

1 序（本書18～20頁）

(1) 憲法は、

- 1：出席国会議員の多数決で、立法がなされ（憲法41条、56条、59条）、
- 2：出席国会議員の多数決で、内閣総理大臣が選ばれ（同67条、56条）、
- 3：出席国会議員の多数決で選ばれた内閣総理大臣により組閣された内閣によって、最高裁判所長官が指名され、最高裁判所裁判官が任命される（同6条、79条）

という『国の仕組み』を定めている。

更に、憲法56条2項は、『両議院の議事は、・・・出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。』と定め、多数決のルールが極めて厳密な意味での「多数決」であることを明定している。

憲法56条が、（たった1名の出席国会議員の存在も軽んじない）正確無比な出席国会議員の多数決によって、両議院の議事が決定されるという『厳格な多数決ルール』を定めているので、直接的又は間接的に、日本国の立法、司法、の二権力の『内容・仕組みの決定』及び当該各権力の『行使』及び最高裁判所裁判官の『指名・任命』につき、国会議員の数が「多数」であるか、

はたまた「**少数**」であるかが、**決定的意味**をもつことになる。その意味で、両院共、国会議員の数が、例え1人でも、極めて重要な意味をもつ。

更に言えば、国会議員の数が、たった1人、残りのグループより多いだけで、そのグループは、多数である。即ち、『**多数決ルール**』とは、国会議員の最後の1人が、多数となるか少数となるかを決定することが、あり得るといふ、『**極めて厳しいルール**』である。

ここで、多数とは過半数、少数とは半数未満を意味することとする。

国会議員の多数決が日本国の立法、司法、行政という三権の枠組を決定するという『**国の仕組み**』が、憲法上正当化される**唯一かつ絶対的根拠**は、

『小選挙区（例えば、全300の小選挙区制）を想定すると、**多数の国会議員**（例えば、全小選挙区選出国會議員・300人の中の151人）が、「**正当(な)選挙**」によって、**国民の多数**から構成される『各選挙区の合計（例えば、全300の小選挙区の中の151の選挙区）』から選出されること』

である。

- (2) この正当性の唯一の根拠である、『**主権者たる多数の国民が、選挙で自らの「国会における代表者」たる多数の国会議員を選出するということ**』は、もし仮に一票の較差が例え僅かでも存すれば、不可能となり、逆の結果（即ち、**多数の国民が、「選挙」で**少数の国会議員**を選出せざるを得ないという結果**）が生じることになる。

けだし、下記（本書21～22頁）で分析するとおり、国政選挙というレベルで見れば、例え、一票の較差が僅かなもの（例えば、1対1.1倍）であっても、投票価値の不平等を定める選挙法の下では、**多数**の国民から構成される『各選挙区の合計』から選挙される「国会における代表者」たる国会議員の数は、**必ず**、小選挙区選出国會議員の中で「**少数**」となるからである。その結果として、当該「**少数の国会議員**」の意見は、両院での『**多数決ルール**』の下で、議事と

の関係では、不採用とされ、当該「少数の国会議員」を選んだ選挙区の「多数の国民」の意見は、両院での議事の採否に反映されない。

(3) 上記(2)（本書19～20頁）で示したとおり、『一票の投票価値の較差のある本件議員定数配分規定の下での選挙で、多数の国民から構成された『選挙区の合計』から選出された「国会における代表者」（憲法前文・第1段・第1文冒頭の「国会における代表者」の文言参照）が、必ず、全小選挙区選出国會議員又は全選挙区選出国會議員の中で、少数を占めること』は、憲法前文第1段第1文の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」の定め違反する、と言わざるを得ない。

2 詳説（本書20～22頁）

以下、詳説する。

(1) 憲法は、その前文第1段第1文冒頭で、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」と定める。ここで、「正当(な)選挙」とは、『多数の国民が国会における多数の代表者を選出できる選挙』を意味すると解される。

多数の国民が多数の国会における代表者を選出できない選挙が、「正当(な)選挙」であるわけではない。

この多数の国民が多数の国会議員を選出できる「正当(な)選挙」を前提とするからこそ、国民主権を基本理念（憲法前文第1段第1文）とする憲法は、その56条2項で、両議院の議事が国会議員の多数決で決定されることを、何らの留保条件も付すことなく、正々堂々と、定めている、と解される。

(2) そして、多数の国民が多数の国会議員を選出できるという「正当(な)選挙」

とは、下記³に仮定の例を設けて、詳説するとおり、「投票価値の平等」に基づいた議員定数配分規定に基づく選挙以外にない。

記³

「議論のために、具体的に、下記①～⑤から成る仮定の例を設けて、当該「正当(な)選挙」とは何かの問題を考えてみよう。

[仮定]

- ① 全人口：90,600,023人（=45,300,000〈下記③〉+45,300,023〈下記④〉）
- ② 衆議院の小選挙区の数：300人。衆議院は、小選挙区選出議員のみから構成される。
- ③ 人口・300,000人の小選挙区の数：151
その人口：45,300,000人（=300,000×151）
選挙権の投票価値は、1票
- ④ 人口・304,027人の小選挙区の数：149
その人口：45,300,023人（=304,027×149）
- ⑤ 投票価値の較差・1対1.01倍（=304,027÷300,000）
又は同・1票対0.987票（=300,000÷304,027）

上記①～⑤の仮定の例によれば、一方で、一人当たり1票の投票価値を有する45,300,000人（=300,000×151）の国民（上記③参照）が、151人の衆議院議員を選出し、他方で、一人当たり0.987票の（0.987=300,000÷304,027）（又は1対1.01倍〈1.01=304,027÷300,000〉の投票価値の較差）の投票価値の選挙権を持つ45,300,023人（=304,027×149）の国民（上記④参照）が、149人の衆議院議員を選出する。

上記②に示すとおり、衆議院議員の定数は300である。よって、45,300,000人の意見を代表する151人の衆議院議員の151票が、多数決のルールで、45,300,023人の国民の意見を代表する149人の衆議院議員の149票に勝って、

衆議院の議事を議決してしまふ。』

多数の国民の意思が、上記の1対1.01倍（又は、1票対0.99票）の投票価値の較差を定める選挙法の下での選挙を介することによって、少数の国会の代表者の投票行動に**変換**されることになる。このような事態は、憲法前文第1段第1文冒頭の「日本国民は、**正当に選挙**された国会における代表者を通じて行動（する）」（強調 上告人代理人）との定めを想定していないことである。

多数の国民の意見が、上記に例示した如くの、投票価値の平等の保障のない選挙を介することによって、少数の国会の代表者の投票行動に**自動変換**されることは、憲法前文第1段第1文冒頭、第2文、44条、56条2項、14条に違反する。

以上具体的な仮定例に基づいて詳説したとおり、「投票価値の平等」のない選挙は、憲法前文第1段第1文冒頭の「**正当(な)選挙**」とは言えない。

3 本件議員定数配分規定は、「投票価値の平等」を否定している（本書22～23頁）

公職選挙法の下では、選挙区選出参議院議員選挙について言えば、投票価値の最大較差は、1対4.86倍（但し、平成19年7月29日施行の参議院議員通常選挙で。最大判平成21年9月30日、判決文7頁）である。そのため、**全有権者の33%**が、選挙区選出の全参議院議員（定数146名）の**多数（74名）**を選出している（本件訴状16頁、甲2。曰井陳述書／甲9）。

又小選挙区選出衆議院議員選挙では、投票価値の最大較差は1対2.255倍である（本件訴状3頁、甲2。曰井陳述書／甲9）。そのため、**全有権者の42%**が、小選挙区選出の全衆議院議員（定員300名）の**多数（151名）**を選出している（本件訴状16頁、甲2。曰井陳述書／甲9）。

このように、投票価値の不平等のため、少数の国民から構成される、『各

選挙区の合計』又は『各小選挙区の合計』から選出された国会議員が、全選挙区選出参議院議員又は全小選挙区選出衆議院議員の中で、多数を占めてしまうような選挙は、憲法前文第1文冒頭の「正当(な)選挙」とは、到底言えない。

しかも、上記（本書22頁）に示すとおり、現行の公職選挙法の議員定数配分規定の下では、①少数の人口（又は有権者）から構成される『各選挙区の合計』又は『各小選挙区の合計』から選出された国会議員が、全選挙区選出参議院議員又は全小選挙区選出衆議院議員の中で多数を占め、②両院では、国会議員1人の頭数もおろそかにしない厳格な『多数決ルール』によって、議事が決定してしまう（憲法56条）。

この現実は、なんとも、やりきれない程の、無茶苦茶な話である。これは、憲法前文第1段第1文冒頭の「正当(な)選挙」のルールに反する。

以上のとおり、本件議員定数配分規定の下の選挙は、「法」が「支配」する「正当(な)選挙」とは言えない。

4 小括

よって、本件選挙において、投票価値の不平等を定めている現公職選挙法の定数配分規定は、憲法前文第1段第1文冒頭、第2文、44条、56条2項、14条に違反する。

（以下、余白）

★★★第2 紛争の利害関係者は、『紛争を解決するための審判官』たり得ない

（本書24～27頁）

—選手（プレーヤー）は、審判員（アンパイア）にはなれない—

ア 最高裁の多数意見は、大要「公職選挙法の定める「一票の不平等」が、国会の有する裁量権の合理的行使として是認され得る限り、公職選挙法は合憲である」と説く。

しかしながら、この最高裁の多数意見のロジックは、説得力を欠く。

けだし、最高裁の多数意見は、「一票の不平等」を定めた公職選挙法が有効であるか否かの問題につき、**当事者**たる国会議員から成る国会又はどう控え目にみても「**直接の利害関係者**」たる国会議員から成る国会に、「一票の不平等」をどのように定めるかにつき、「裁量権の行使が合理的である限り」との条件が付くとはいえ、『裁量権』を認めているからである。

イ（本書24～25頁） 『衆議院選挙で最大1票対0.5票の不平等、参議院選挙で最大1票対0.2票の「一票の不平等」を定める公職選挙法の下で当選した国会議員が、国会議員としての地位を有しているか否か』という争点との関係では、「一票の不平等」のお陰で当選した国会議員は、正に「**当事者**」である。けだし、「一票の不平等」を定める公職選挙法のお陰で当選している国会議員は、『「一票の不平等」を定める公職選挙法が違憲・無効である』との最高裁判決が下ると、『**自らが国会議員の地位を失うという関係**』に立っているからである。

百歩譲って、仮にそうでないとしても、「一票の不平等」を定める公職選挙法のお陰で当選した国会議員は、当該争点についての利害関係を有している直接かつ特別の「**利害関係者**」である。

そして、「憲法に照らして、「一票の不平等」を定める公職選挙法が合憲・有効か否か」の問題は、「一票の不平等」のお陰で当選している国会議員の

利害とは無関係に、専ら憲法前文第1段第1文、第2文、44条、56条2項、14条に照らして、公正に判断さるべき事項であることは、勿論である。

争点についての「当事者」又は「利害関係者」が、その争点を判断する審判者たり得ないことは、下記ウ、エに示すとおりである。

ウ 民事訴訟法が定める『除斥』の法理及び『忌避』の法理は、下記のとおりである。

- 裁判官が「事件の当事者」である場合は、裁判官は、「その職務執行から『除斥』される」（民事訴訟法23条1項1号）。けだし、かかる場合は、当該裁判官による公正な裁判を期待できないからである。
- 又、裁判官が訴訟の目的物に利害関係を有している場合は、『忌避』の原因となる（同24条1項）。けだし、裁判官が訴訟の目的物に利害関係を有している場合は、その裁判官の裁判の公正さが疑われる客観的事情が認められるからである（伊藤眞『民事訴訟法』〔第3版再訂版〕76頁有斐閣2007年）。

以上のとおり、「一票の不平等」に関する上記の最高裁の多数意見は、（判断の公正を確保するため、事件の当事者である裁判官を除斥するという）民事訴訟法23条1項1号の『除斥』の法理と矛盾し、かつ（判断の公正を確保するため、訴訟の目的物に利害関係を有する裁判官を忌避の原因ありとして、当該裁判との関係で忌避するという）民事訴訟法24条1項の『忌避』の法理とも矛盾する。

エ（本書25～26頁） 上記ウに加えて、『議決権行使者が自らの利益とは無関係に、その議決権を行使するよう要求されている組織（例えば、株式会社の取締役会、社団法人の理事会、財団法人の評議員会等）に於いては、決議に特別の利害関係を有する議決権者は、決議に加わることができない』という『利害関係者による議決権行使禁止の法理』がある。けだし、『決議に特別の利害関係を有する議決権者又は投票権者が、自らの利害から離れて、公正に議決権を行使す

ること』は、およそ期待し得ないからである。

この法理は、会社法 369 条 2 項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 95 条 2 項、同 189 条 3 項に明文化されている。

即ち、会社法 369 条 2 項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 95 条 2 項、同 189 条 3 項は、夫々、決議に特別の利害関係を有する株式会社の取締役、一般社団法人の理事、又は一般財団法人の評議員は、「決議に加わることができない」、と定めている。

「一票の不平等」に関する上記の最高裁の多数意見は、（判断の公正を確保するために、決議に特別に利害関係を有する議決権者は議決権を行使できないとする）会社法 369 条 2 項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 95 条 2 項、同 189 条 3 項の『利害関係者による議決権行使禁止の法理』とも矛盾する。

オ（本書 26～27 頁） 三権分立の国家の仕組みの中では、裁判所の果たすべき役割と国会の果たすべき役割は、野球に例えると、裁判所が、アンパイア（審判員）であり、国会議員から成る国会が、プレーヤー（野球選手）である。

野球では、アンパイアの役割は、野球のプレーが野球のルールブックに従って行われているかどうかを判断するだけである。それ以上でも、それ以下でもない。

具体的なアンパイアの役割の一例として、野球のルールブックに従って、ピッチャーの投げた球がボールかストライクを判定することが挙げられる。アンパイアは、野球のルールブックに従って、ボール、ストライクの判定を行う時、その判定によって、どちらのチームが有利になったか不利になったか、又は試合が面白くなるか、つまらなくなるかを考慮してはならない。アンパイアは、只、野球のルールブックのみに従って、ピッチャーの投げた球が、ベースを通過したか否かの判断をして、「ストライク」か、「ボール」かのコール（call）をしなければならない。この問題についてのアンパイアが果たすべき役割は、これに限られている。

被上告人は、住所による選挙権の差別が合憲であるか・違憲であるかの判断につき、国会が、合理的な範囲内で当該判断の裁量権を有している、と主張している。この被上告人の主張は、上記の野球の例えで言えば、合理的な範囲であれば、アンパイアでなく、野球選手が、ボール、ストライクの判定についても、判断の裁量権を有している、と主張していること、変わらない。これでは、野球は成り立たない。

三権分立の仕組みの中での裁判所の役割を野球のアンパイアに例える例え話は、厳密な議論ではないが、論点の本質の議論としては、大筋、間違った議論ではない。

（以下、余白）

★★第3 立証責任（米国連邦最高裁判決（Karcher 対 Daggett 事件、462 U.S. 725 〈1983〉、甲5）（本書28～35頁）

1 米国連邦最高裁判決（Karcher 対 Daggett 事件、462 U.S. 725 〈1983〉、甲5）（本書28～29頁）

米国連邦最高裁判決（Karcher 対 Daggett事件、462 U.S. 725 〈1983〉、甲5）は、下記⁴のとおり判決した。

記⁴（本書28頁）

「(略)

1. 憲法第1条2項の「平等な代表」の基準（“equal representation” standard）は、連邦下院議員選挙区が、実施可能な限り、人口の均一化を達成するよう区割りされることを要求している。区割法を争う当事者は、選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって減少若しくは排除可能であったことの立証責任を負う。もし、原告がこの立証責任を果たせば、州は、選挙区間の有意の人口較差は、ある適法な目標を達成するために必要であったことの立証責任を負わなければならない。Kirkpatrick 対 Preisler 事件 394 U.S. 526、White 対 Weiser 事件 412 U.S. 783、Pp. 462 U.S. 730-731（和訳：米国連邦最高裁判決集 462 巻 730～731 頁）参照。

(略)

」

即ち、議員定数配分規定の合憲性を争う原告は、該当の選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能であったことの立証責任を負う。

もし、原告が、この立証責任を果たせば、州は、選挙区間の有意の人口較差は、ある適法な目標を達成するために必要であったことの立証責任を負う。

同1983年米国連邦最高裁判決は、

一方で、原告は、『当該選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって減少若しくは排除可能であったこと』の立証責任を果たした、と認定し、かつ

他方で、被告（州）は、『当該選挙区間の有意の人口較差が、一定の適法目的を達成するために必要であったこと』の立証責任を果たしていない、と認定し、

「本件再区割り法は、憲法第1条2項に違反する」と判断した連邦地裁判決を維持した。

上告人は、上記の 1983 年米国連邦最高裁判決（甲5）の判断枠組は合理的なものであると考える。

2 上告人の主張（本書 29～30 頁）

上告人は、ここに、下記⁵のとおり主張する。

記⁵（本書 29 頁）

「上告人は、本件選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能であったことの**立証責任**を負う。

もし、上告人が、この立証責任を果たせば、被上告人は、本件選挙区間の人口較差は、憲法上許容される一定の適法目的を達成するために必要であったことの**立証責任**を負う。」と。

ところで、上告人は、本法廷で、投票価値の最大較差が1対2.255倍（甲2。訴状3頁）に及ぶことを立証した。更に、上告人は、甲16により、選挙区間の人口較差を均一化しようとして誠実に努力すれば、この1対2.255倍という投票価値の最大較差を縮小又は排除可能であることも立証した（甲16）。

3 被上告人の立証責任（本書30～31頁）

上記2（本書29～30頁）のとおり、上告人は、甲16により、小選挙区間の人口較差が、均一な人口の小選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能であったことの立証責任を果たしたので、被上告人は、『本件衆議院議員選挙に於いて、投票価値の1対2.255倍の最大較差が一定の適法目的を達成するために必要であったこと』の主張・立証責任を負っている。

この争点につき、上告人は、下記4（本書31～35頁）の1983年米国連邦最高裁判決の関係箇所（本書33頁7行～34頁3行）をここに引用する。

下記4（本書31～35頁）の同判決の抜粋の中でも、特に、その「III」の

「III」

本件における上告人らの主たる主張は、前記の第一の問題に向けられるものである。上告人らは、異なる選挙区間の最大の人口較差は、入手可能な国勢調査において予測可能な過少計上 (undercount) 数よりも小さいという理由により、Feldman 案が、それ自体、人口の平等性を達成するための誠実な努力の賜物とみなされるべきであると主張する。

Kirkpatrick 事件では、ほぼ同じ内容の主張が正面から否定された。

『『實際上可能な限り』のアプローチの貫徹は、個々の特定の事例の状況を考慮することなく人口較差を許容する固定的な数値基準の採択と相対立する。』（394U.S. 394 U.S.530、White対Weiser事件412U.S.790, n.8及び412U.S.792-793を参照）。
人口均一化以外の基準を採用し、かつ利用可能な最良の国勢調査を利用する（394U.S.532を参照）ことは、「平等な代表」（Equal Representation）という米国連邦憲法上の理想を巧妙に蝕んでいく可能性がある。州の立法者らは、一定の「僅差」レベルの人口差が容認し得るものであると理解した場合には、間違いなく、平等性よりはむしろそのレベルの達成に向けて取組むであろう。[脚注3]。同上493U.S.531。さらに、別の基準を選択すれば、大幅な恣意性を区割り案の検討プロセスに持ち込むことになろう（同上）。本件においては、上告人は、約0.7%の最大較差を「僅差」とみなすべきと主張している。この主張が受け入れられるならば、0.8%、0.95%、1%、1.1%の較差についてはどのように考えるべきであろうか。」

の記述に注目されたい。

4 1983年米国連邦最高裁判決（Karcher 対 Daggett 事件、462 U.S. 725 〈1983〉、甲5）の判断 枠組（本書31～35頁）

1983年米国連邦最高裁判決の多数意見は、この点につき、下記⁶のとおり述べている。当該多数意見の下記判断枠組は、当法廷に於いて、注目されるべきであろう。

記⁶（本書31～35頁）

「米国連邦憲法第1条2項は、連邦下院議員選挙区の区割に関する「高度の正当性及び常識」、即ち、「同数の人々のための平等な代表」を定めるもの

である。Wesberry 対 Sanders 事件、376 U.S. 1、376 U.S. 18 (1964)。しかしながら、正確な数学的な平等を不完全な世界において達成することは不可能である。従って、「平等な代表」の基準は、「實際上可能な限り」人口の均一化を達成するよう選挙区を区割りすべき、とする要求の範囲で実施される。同上 7-8、18 参照。Kirkpatrick 対 Preiser 事件において詳述するとおり、

『「實際上可能な限り」の基準は、州が、正確な数学的な平等を達成するために誠実な努力を払うよう要求する。Reynolds 対 Sims 事件、377 U.S. 533、377 U.S. 577 (1964)参照。このような努力にもかかわらず、連邦下院議員選挙区間の人口較差が生じる結果となったことが立証されない限り、州は、如何に小差であろうとも一つ一つの較差を正当化しなければならない。』

394 U.S. at 394 U.S.530-531。従って、第1条2項は、

「絶対的平等達成のための誠実な努力にもかかわらず不可避である人口格差又は正当性が証明される人口較差のみを認める。」

同上。394 U.S.531。Accord. White 対 Weiser 事件、412 U.S. at 412 U.S. 790。

二つの基本的な問題が、下院議員選挙区の区割りを定める州法における人口較差に関する訴訟を形成している。まず、第一に、裁判所は、選挙区間の人口較差は、均一人口の選挙区の区割りをするための誠実な努力により、減少し得たか又は全く排除し得たかという点を検討しなければならない。選挙区割法を争う当事者は、この問題点に関して立証責任を負わなければならない、その差が回避可能であったことを立証しない場合には、区割

案が確定する。

第二に、原告らが、人口較差は、平等達成のための誠実な努力の結果ではなかったと証明できれば、州は、『選挙区間の意味のある較差の一つ一つがある適法な目標達成のために必要であったこと』の立証責任を負わなければならない。 Kirkpatrick 事件、394 U.S., 394 U.S. 532、cf. Swann 対 Adams 事件、385 U.S. 440、385 U.S. 443-444 (1967)。

III

本件における上告人らの主たる主張は、前記の第一の問題に向けられるものである。上告人らは、異なる選挙区間の最大の人口較差は、入手可能な国勢調査において予測可能な過少計上（undercount）数よりも小さいという理由により、Feldman 案が、それ自体、人口の平等性を達成するための誠実な努力の賜物とみなされるべきであると主張する。

Kirkpatrick 事件では、ほぼ同じ内容の主張が真っ向から否定された。

『實際上可能な限り』のアプローチの貫徹は、個々の特定の事例の状況を考慮することなく人口較差を許容する固定的な数値基準の採択と相対立する。」 (394U.S. 394 U.S.530、White 対 Weiser 事件 412U.S.790, n.8 及び 412U.S.792-793 を参照)。人口均一化以外の基準を採用し、かつ利用可能な最良の国勢調査を利用する（394U.S.532 を参照）ことは、「平等な代表」という米国連邦憲法上の理想を巧妙に蝕んでいく可能性がある。州の立法者らは、一定の「僅差」レベルの人口差が容認し得るものであると理解した場合には、間違いなく、平等性よりはむしろそのレベルの達成に向けて取り組むであろう。[脚注 3]。 同上 493U.S.531。さらに、別の基準を選択すれば、大幅な恣意性を区割り案の検討プロセスに持ち込むことになるう

（同上）。本件においては、上告人は、約 0.7%の最大較差を「僅差」とみなすべきと主張している。この主張が受け入れられるならば、0.8%、0.95%、1%、1.1%の較差についてはどのように考えるべきであろうか。

絶対的平等性を含むいかなる基準も、一定の人工的な要素を含んでいる。上告人が指摘するように、国勢調査データですら完全なものではなく、非定住性という良く知られているアメリカ国民の特徴は、特定の居住地に関する人口の算出された数字が人口算出完了日のかなり前に、既に古いデータとなっているということを意味する。しかしながら、手元のデータの問題は、我々が選択し得る人口に基づく基準に均しく該当する。[脚注 4]。 2 つの基準 — ①平等性の基準、又は②平等性を下回る基準 — のうち、前者（即ち、平等性の基準、訳者注）のみが米国連邦憲法第 1 条第 2 項の法意を反映している。

本件における、正当化されない人口較差（たとえ当該較差が小さいものであっても）の適法性を容認することは、Kirkpatrick や Wesberry の基本的な前提を否定することを意味する。我々は、そこまで踏み込んだ上告人の提案を採用しない。人口較差の基準に関する尋常ならざる厳格さについては過去に何度か指摘されてきた。そのような基準の尋常ならざる厳格さゆえに、我々は、絶対的な人口数の均一性が、連邦下院選挙区の至上目的であることを要求している。それ故に、米国連邦憲法第 1 条第 2 項（「平等の代表」、引用注）の法意は、連邦議会に関しては、州が、州又は州内の地方の立法府の議員選挙の「選挙区割り」をするに当たって、関係があるとみなすかもしれない地方の利益に優越する。我々は、連邦下院議員選挙区についての人口の均一基準をこれまで疑問視したことはない（412U.S.793 White 対 Weiser 事件、412U.S.755 及び 412U.S.763 White 対 Register 事件（1973

年）、410U.S.315、410U.S.321-323 Mahan 対 Howell 事件（1973 年）を参照）。連邦下院選挙区の人口平等原則は、不当であるとか、又は社会的若しくは経済的に有害であるといった経験は証明されていない。 Washington 対 Dawson&Co 事件（1924 年）264U.S.219、264U.S.237（Brandeis, J., 反対意見）、B.Cardozo 著, The Nature of the Judicial Process 150（1921 年）と比較のこと）。むしろ、この基準は、Wesberry 事件で我々が採用した時点に比べて、今日、州議会に関してさほどの困難を生じないであろう。過去 20 年間のコンピューター技術及び教育の急速な進歩により、平等な人口の隣接した複数の行政区画の全部又は一部から成る選挙区を新しく設けること、それと同時に、州の有する二次的目標を推進することは、比較的容易になった。 [脚注 5]。]（甲5の訳文7～9頁）

（強調 上告人代理人）

1983 年米国連邦最高裁判決（甲5）の上記多数意見は、上告人の上記2（本書29～30頁）と同旨である。

（以下、余白）

★★第4 最高裁大法廷判決平成17年9月14日（在外邦人選挙権剥奪違法確認請求事件）（本書36

～39頁）

最大判平17.9.14（在外邦人選挙権事件）は、

「国民の代表者である議員を選挙によって選定する国民の権利は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹を成すものであり、民主国家においては、一定の年齢に達した国民のすべてに平等に与えられるべきものである。

憲法は、前文及び1条において、主権が国民に存することを宣言し、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると定めるとともに、43条1項において、国会の両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織すると定め、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であると定めて、国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を保障している。そして、憲法は、同条3項において、公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障すると定め、さらに、44条ただし書において、両議院の議員の選挙人の資格については、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならないと定めている。以上によれば、憲法は、国民主権の原理に基づき、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を国民に対して固有の権利として保障しており、その趣旨を確たるものとするため、国民に対して投票をする機会を平等に保障しているものと解するのが相当である。

憲法の以上の趣旨にかんがみれば、自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として、国民の選挙権又

はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないというべきである。そして、そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事由があるとはいえず、このような事由なしに国民の選挙権の行使を制限することは、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反するといわざるを得ない。また、このことは、国が国民の選挙権の行使を可能にするための所要の措置を執らないという不作為によって国民が選挙権を行使することができない場合についても、同様である。

在外国民は、選挙人名簿の登録について国内に居住する国民と同様の被登録資格を有しないために、そのままでは選挙権を行使することができないが、憲法によって選挙権を保障されていることに変わりはなく、国には、選挙の公正の確保に留意しつつ、その行使を現実的に可能にするために所要の措置を執るべき責務があるのであって、選挙の公正を確保しつつそのような措置を執ることが事実上不能ないし著しく困難であると認められる場合に限り、当該措置を執らないことについて上記のやむを得ない事由があるというべきである。」

と判示する。

特に、同判決が、

「国民の代表者である議員を選挙によって選定する国民の権利は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹を成すものであり、民主国家においては、一定の年齢に達した国民のすべ

てに平等に与えられるべきものである。」

「憲法の以上の趣旨にかんがみれば、自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として、国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないというべきである。そして、そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事由があるとはいえず、このような事由なしに国民の選挙権の行使を制限することは、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反するといわざるを得ない。」（強調 引用者）

と明言していることに注目されたい。

『選挙権は、「一定の年齢に達した国民の全てに平等に与えられるべきものである」との判示』は、各選挙権の価値もまた、平等である、と判示していると解するのが、自然である。けだし、各選挙権の価値が不平等であれば、国民の全てに平等に選挙権を与えたことにならないからである。更に言えば、各選挙権の価値が不平等であれば、国民の全てが等しく国政に参加する権利を取得したことにならないからである。

甲16の示すとおり、最小行政区画として、丁、町、村、大字を用いて、人口比例に基づいて選挙区割りすることは、実行可能である。よって、選挙権の「投票価値の平等」を制限しない限り、「選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不能ないし著しく困難である」とは、解し難い。

よって、最大判平17.9.14（在外邦人選挙権剥奪違法確認請求事件）に照らして、上告人は、最小行政区画として、丁、町、村、大字を用いて、人口比例によって区画された選挙区割りに基づく選挙権を有する、と解される。

（以下、余白）

★★第5 最高裁大法廷判決平成21年9月30日（参議院議員選挙無効訴訟）（本書40～42頁）

1 最高裁大法廷判決平成21年9月30日（本書40頁）

最高裁大法廷判決平成21年9月30日は、参議院選挙の投票価値の不平等について、

「投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、参議院の独自性など、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。」

と判示している（同判決文5頁）。

当裁判では、衆議院議員選挙の合憲性が争われている。従って、同最高裁大法廷判決平成21年9月30日が当裁判にストレートに参照されるわけではない。とはいえ、同最高裁大法廷判決平成21年9月30日の判断の枠組は、衆議院議員選挙の投票価値の不平等の合憲性が争われている当裁判においても、参考とされよう。

最高裁大法廷判決平成21年9月30日に照らすと、本件衆議院選挙に於いては、最高裁大法廷判決平成21年9月30日で指摘されている「参議院の独自性」が存しない。更に、衆議院選挙に於いて、「国会が正当に考慮することができる他の政策目的ないし理由」も存しない。よって、衆議院選挙での投票価値は、仮に、①「投票価値の平等」の重要性と②「参議院の独自性及び国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由」とを調和させたとしても、1対1倍の較差、即ち、較差零になる、と解される。

2 最大判平成21年9月30日の多数意見（本書41～42頁）

最大判平成21年9月30日の多数意見は、

一方で、平成19年7月29日施行の参議院選挙について、

「3 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるのかの決定を国会の裁量にゆだねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、参議院の独自性など、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところはその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。」（同判決文5頁）（強調 上告人代理人）

と述べながら、

他方で、平成18年の公職選挙法の改正の結果生じた投票価値の1対4.84倍の較差を「大きな不平等」と指摘し、

「現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行おうとすれば、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できない。」（同判決文8頁）（強調 上告人代理人）

と明言している。

更に、その多数意見に参加する金築裁判官は、参議院選挙での投票価値の較差の上限の基準として、**2倍**を「目安としては重視すべきである」と考える」（同判決文18頁）と補足意見を述べている。

10人の多数意見の裁判官のうち、特に金築裁判官の補足意見についてのみ、ここで記述す理由は、下記⁷のとおりである。

記⁷

「多数意見及び多数意見に参加している藤田、竹内、古田の3裁判官の補足意見は、いずれも憲法上許容され得る投票価値の最大値について記述していない。金築裁判官の補足意見のみが、これにつき、「2倍」を「目安」とする旨記述しているからである。」

（以下、余白）

★★第6 1983年米国連邦最高裁判決 (Karcher v. Daggett, 462 U.S. 725 1983年) (甲5) (本書43~44頁)

1 1983年米国連邦最高裁判決 (Karcher v. Daggett, 462 U.S. 725 1983年) (甲5) は、1983年、下記⁸の①~④の米国下院議員選挙に関し、投票価値の**1対1.007倍**の最大較差 (又は**1票対0.993票** (= 523,798 ÷ 527,472) の不平等) を定めるニュージャージー州内の連邦下院議員選挙選挙区割規定を**違憲・無効**とする連邦地裁判決を維持した。

記⁸

- 「 ① NEW JERSEY 州の第4区の人口 : 527,472 人 (最大)
② 同州の第6区の人口 : 523,798 人 (最小)
③ 両選挙区の人口差 : 3,674 人 (= 527,472 - 523,798)
④ 投票価値の較差 : **1対1.007倍** (1.0070 = 527,472 ÷ 523,798)
(又は**1票対0.993票** (= 523,798 ÷ 527,472) の不平等) 」

2 民主主義国家の『根幹ルール』は、『主権者たる国民の多数の意見が、直接的に、又は間接的に (但し、代議制により)、立法・行政を決定・支配し、最高裁判所裁判官を指名／任命するというルール』である。この民主主義国家の『根幹ルール』は、普遍的なものであって、国境を越えたところで不変である、と解される。

「一人一票」(即ち、「投票価値の平等」)が実現されていない限り、『国民(主権者)の多数が、自らの選んだ多数の国会議員を介して、三権(即ち、立法権、行政権、司法権)を決定・行使することが、不可能であること』は、日本でも、米国でも、同じである。その米国で、米国連邦最高裁は、連邦下院議員選挙につき、投票価値につき、**1対1.007倍**の較差(又は**1票対0.993票**(= 523,798 ÷ 527,472)

の不平等) すら、違憲無効としている。『日本では、米国と異なって、「一人一票」(即ち、衆議院議員小選挙区選挙においては、人口比例に基づく選挙区割り)を憲法が要求していない、と法理論的に説明すること』は不可能である。

3 米国連邦最高裁は、1983年米国連邦最高裁判決（Karcher v. Daggett, 462 U.S. 725 1983年、甲5）で、憲法に定められた「平等の保障」の一つである「一人一票」の選挙権の保障を実現するために、違憲立法審査権を行使した。米国で、1票対0.993票の選挙権の価値の不平等ですら違憲とする程、選挙権の価値の平等を厳格に実現していることに鑑みると、日本でも、少なくとも同様のレベルの厳格性をもって、人口に基づいて、選挙区割りを定めることにより、「選挙権の価値の平等」を実現できる。「選挙権の価値の平等」は、選挙区割りを機械的かつ事務的に、人口に基づいて定めるだけで、実現できる。その一例は、甲16記載のとおりである。

4 住所による差別を理由とする選挙権の価値の不平等の是正の点は、米国では、少なくとも、1票（1票の最大価値）対0.993票（1票の最小価値）の選挙権の価値の平等化まで実現出来た。よって、日本でも、これと同程度の選挙権の平等化が出来ない合理的な理由・根拠はない。被上告人が「日本では、米国と同程度の選挙権の平等化を実現出来ない合理的理由・根拠がある」と主張するのであれば、被上告人は、それらの主張・立証責任を負っている。

（以下、余白）

★第7 「1票の格差・2倍未満合憲説」に対する反論（本書45頁）

ある論者は、「衆議院議員選挙において、投票価値の最大較差が1対2倍未満であれば合憲」と説く。同論者は、何故に、投票価値の最大較差が1対2倍未満であれば合憲なのかについて、説得力のある**憲法上の根拠・説明**を提示できていない。

逆に、上記（本書22頁）で示したとおり、現行公選法の下では、投票価値の較差が存するため、少数の人口から構成される『小選挙区の合計』から選出される衆議院議員の数が、小選挙区選出衆議院議員の中で多数を占めている。このような事態は、厳しい『多数決ルール』が支配する憲法56条の規範の下では、あってはならないことである。

（以下、余白）

★第 8 日本は、真の民主主義国家ではない (本書 46~47 頁)

現在の日本は、真の民主主義国家ではない。

なぜなら、

- ① 主権者 (国民) の少数 (過半数未満) が全国会議員の多数 (過半数) を選出し、
- ② 国会が、全国会議員の多数決により立法し (憲法 56 条)、かつ内閣総理大臣を指名し (同 67 条)、内閣総理大臣が国务大臣を任命し、
- ③ 国会議員の多数決によって任命された内閣総理大臣と内閣総理大臣によって任命された国务大臣とから成る内閣が、最高裁判所の長たる裁判官を指名し (同 6 条)、かつ最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官を任命する (同 79 条)

からである。即ち、実質的にみると、主権者 (国民) の少数 (即ち、有権者の過半数未満) が、間接的に (即ち、代議制を介して)、(イ)立法をなし得、(ロ)行政府の長を選任し得、かつ(ハ)最高裁判所の長たる裁判官を指名し、最高裁判所裁判官を任命し得るからである。

以下詳述する。

- (i) 総務省平 20.12.25 付報道資料 11 頁「(参考資料 2) 衆議院選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (平 20.9.2 現在)」(甲 2) によれば、選挙権の価値の大きい小選挙区順に選出議員を加算してゆくと、(小選挙区選出の全衆議院議員・300 人の過半数である) 151 人の衆議院議員が、登録有権者数・43,722,150 人からなる 151 の小選挙区から選出される。即ち、全小選挙区選出議員・300 人の中の過半数 (151 人) は、全登録有権者・104,092,583 人の 42%から選出されるのである (0.42003 = 43,722,150 人 / 104,092,583 人) (甲 2、9)。

同資料 16 頁の (参考資料 5) によれば、選挙区選出の参議院議員・146 人の過半

数 (74人) も、全登録有権者・104,092,583人の中の34,533,860人又は全登録有権者の**33%** ($0.33176=34,533,860人/104,092,583人$) によって選出されているのである (甲2、9)。

以上に示すとおり、小選挙区選出の衆議院議員、選挙区選出の参議院議員、共、それぞれの**過半数の国会議員**が、全登録有権者の**少数**により、選出されている。かように『過半数の国会議員が全登録有権者の少数に選出されていること』は、重大な憲法前文1段（「公正に選出された国会の代表者」の規定）違反である。

- (ii) 歴史的にみて、重大な問題は、しばしば、際どい多数決により決着しているということについて触れたい。

2008年11月の米国大統領選挙で、大勝したように広く報道されているオバマ候補は、実は、全有権者の**53%**しか得票していない。マケイン候補は、大敗したような印象をもたれているが、**46%**の得票率である。残りの**1%**をラルフ・ネーダ氏ら独立系の候補が得票した。議論のための議論として、「一票の不平等」が、オバマ候補に僅か一人当たり**0.2票不利**であったと仮定すると、オバマ候補は米国大統領に就任し得なかったのである。

以上のことから分かるとおり、例え僅かであっても、「一票の価値の不平等」のもたらす反民主主義性は重大である。

(以下、余白)

★第9 日本を民主主義国家に変える『魔法の鍵』／「一人一票」の違憲判決（本

書 48～49 頁）

ア 最高裁は、違憲立法審査権を有している（憲法 81 条）。下級裁判所も、違憲立法審査権を有している（最大判昭 25.2.1 刑集 4-2-73）。最高裁判所は、「『一票の不平等』を定める公職選挙法は、違憲・無効である」との判決を下すことによって、公職選挙法を無効にできる。このように、裁判所は、違憲立法審査権（憲法 81 条、前掲最大判）を使って、「一人一票」という「法」の「支配」を実現できる。この最高裁の違憲判決が、「一人一票」を実現するように、公職選挙法を変える『魔法の鍵』である。

上告人代理人（升永弁護士）は、2009 年 5～6 月に、女性・25 人、男性・19 人に、下記の同じ質問をした。

「女性の選挙権の価値を 1 票とし、男性の選挙権の価値を 0.9 票とするという公職選挙法があったと仮定します。更に、国民審査の対象の裁判官は、合憲意見の裁判官と違憲意見の裁判官の 2 派に別れたと仮定します。この公職選挙法（仮定）を合憲・有効とする合憲派の裁判官を不信任としますか、信任としますか？」と。

19 人の男性も、25 人の女性も、全員、「合憲派の裁判官に不信任の票を投じます」と答えた。『選挙権の価値を性によって差別すること』が不正義だからである。

他方で、ある地域の住民は 1 票未満の価値の選挙権しか与えられておらず、他の地域の住民は 1 票の価値の選挙権を与えられるという、選挙権の価値を住所によって差別している公職選挙法がある。住所による選挙権の

差別は、性別による選挙権の差別と同じく、**不正義**である。

更に、下記を付言する。

仮に、100万人有効投票者の一人当たりの1票の価値は、実は、0.6票でしかなかったと仮定しよう。

一人当たり0.6票の価値しか与えられていない有効投票者一人一人は、自己の投票用紙を、一票の価値のある投票用紙と固く信じて、投票箱に自らの一票を投票している。ところが、開票すると、これらの一人当たり0.6票の価値しかない100万枚の投票用紙は、60万票の投票済投票用紙分の価値しかない。ということは、例えて言えば、40万票の投票済投票用紙が、投票人の同意なく、抜き取られていることと、有効投票数の計算の点では、**等価**である。

過去、ある発展途上国の選挙で、選挙の投票箱が違法に持ち出されたり、破棄されることを防ぐために、国際選挙監視委員会の人々が、国外から当該国に入国した、と報じられたことがある（甲7）。選挙の投票箱の不正な持ち出しは、民主主義を根底から破壊する悪しき行為である。

一部の日本国民は、この記事を一読して、「今日でも、地球上には、選挙を自国民の手で公平に行えないような国があるのか。投票した投票用紙が投票箱から消えてなくなるのでは、選挙の体をなさないではないか。日本では考えられない。」と思ったであろう。ところが、日本で現に実行されている、「**住所による選挙権の差別の問題**」は、選挙人が行使する「一人一票」の権利を否定する点では、実質的に見て、ある発展途上国で実行されるリスクがあると報ぜられた「投票所での投票箱の不正持ち出し」と変わることはないと言えよう。

選挙権を住所によって差別することは、不正義の最たるものの一つである。

★第10 1964年米国連邦最高裁判決・Reynolds v. Sims 377 U.S.533, 84 S.Ct.
（1964）（甲8）（本書50～51頁）

1964年米国連邦最高裁判決・Reynolds v. Sims 377 U.S.533, 84 S.Ct.（1964）（甲8）は、アラバマ州の選挙法を違憲・無効とした。当時のアラバマ州の選挙法は、選挙区間で1票の価値に差別を設けていた。黒人が多数住んでいる選挙区の1票の価値と白人が多住んでいる選挙区の1票の価値の間に、差異があった。この1964年の米国連邦最高裁判決により、米国人は、住所によって差別されることなく、一人一票の選挙権を得た。

アメリカは、1776年のアメリカ独立戦争を経て人類史上初めて民主主義国家を建国した。そのアメリカですら、住所の差別によって生じる「一票の不平等」の問題を、選挙という民主主義の仕組みによって解決できなかった。司法が、これを解決した。司法が、「一人一票」という「法の支配」を実現したのである。司法が、「一人一票」（『one person—one vote』）の保障を確立した）『第2段目の民主主義革命』を実現した。

この歴史的事実は、『民主主義国家実現のために、司法が国家／国民に対して果たさなければならない重い使命が何であるか』を雄弁に物語っている。立法府も行政府も、この司法の使命を代替できない。

人類の歴史をみるに、民主主義国家は、地球上で、

(イ) 植民地移住民が、英国軍隊と闘って、民主主義国家建設の民主主義革命に成功したこと（1776年のアメリカ独立戦争の勝利）、

(ロ) アメリカ連邦最高裁の判決、

の2つによって、初めて生まれた。上記のアラバマ州の例を見ればわかるとおり、住所による差別を理由とする「一票の不平等」の問題は、選挙という民主主義の手続をいくら繰り返しても、それによっては解決し得ない。司法のみが、「一人一票」を実現し得る力を持っている。

上記米国連邦最高裁判決の文中に、「**People, not land or trees or pastures, vote.**」という一文がある。米国民は、この一文を一読して、「**土地が投票するわけではない。木々が投票するわけではない。ましてや、牧場が投票するわけでもない。人が、投票するのである。**」と納得したのであろう。

今（2010年）の日本では、人口の過半数の占める国民が、その選挙権を住所によって差別されているため、「一人一票」を有していない。1964年当時、米国では、「一票の不平等」で不利益を強いられている黒人は、人口の11%しか占めないマイノリティであった。

今の日本は、住所による差別のため、1票未満の価値しかない選挙権しか持たない国民が、人口の過半数を占めている。今の日本の方が、「一票の不平等」で不利益を強いられている人々（黒人）が人口の11%しか占めていなかった1964年当時の米国より、「一人一票」を実現するためには、遙かに容易である。

日本の最高裁判所裁判官が、『憲法は「一人一票」を保障している』旨の判決を下すことにより、「一人一票」を実現できない訳がない。

（以下、余白）

★★第11 米国の州と都道府県との差異（本書52～53頁）

米国連邦は、州と翻訳されている 50 の国家（states）から成る連邦国家である。これに対して、日本は、単一国家である。

各州（state／国家）は、それぞれ、

- ① 州の立法府を有し、
- ② 州の憲法及び州の法律（州の民法、州の会社法、州の著作権法、州の刑事法等々の諸々の法律全体）を有し、
- ③ 州の最高裁判所、州の高等裁判所、州の地方裁判所を有し、
- ④ 州の行政府を有し、
- ⑤ 州の軍隊を有し、かつ
- ⑥ 課税権を有している。

このように、アメリカ合衆国連邦の各州（state）は、**正に、国家**である。

ところが日本の都、道、府、県は、いずれも、(7)地方公共団体の法律、(4)地方公共団体の民法、商法、刑法、著作権法等々の諸々の法律、(5)地方公共団体の最高裁判所、(1)地方公共団体の高等裁判所、(6)地方公共団体の地方裁判所、(カ)地方公共団体の軍隊のいずれをも有していない。又、(キ)日本の都道府県は、実質的にみて、課税権を有していない。

以上のとおり、日本の都道府県は、国家（state）としての必須要件を欠いている。日本の都道府県は、**単なる行政区画**でしかない（最判平成16年1月14日一民集58-1-56）。

憲法14条1項、15条1項、前文第1段第1文、第2文、43条1項、44条は、「一人一票」を保障し、そのために人口に基づく選挙区割を要求している。

人口に基づく選挙区割をするためには、ある都道府県の一部と他の都道府県の一部から成る 1 つの選挙区を認めざるを得ない。

人口に基づいた選挙区割は、憲法 14 条 1 項、15 条 1 項、前文 1 段第 1 文、第 2 文、43 条 1 項、44 条に基づいて要請されるものである。他方で、都道府県の各境界を超えて選挙区割をすることを禁ずる旨の憲法の前文、条文は存在しない。そうであるから、人口に基づいた選挙区割は、都道府県の各境界を越えてでも、実行されなければならない。

憲法は、

『衆議院選挙の小選挙区は、都道府県の境を越えてでも、人口に基づいて選挙区割りされること』

を要求している、と言わざるを得ない。

『民主党政策集』10 頁（甲 12）が衆議院議員選挙の小選挙区は、場合によっては、県境を越えてでも、人口比例に基づいて設ける旨明記している（甲 12、本書 15 頁）ことに注目されたい。

（以下、余白）

第3部（本書54～63頁）

－12つの議論の補充－

重要度を下記マークで示す

最重要・・・★★★

より重要・・・★★

重要・・・★

★★★1 一票の不平等は、主権者（国民）の多数決ルールを否定する（本書54～55頁）

過去の選挙無効請求訴訟に於いては、「一票の較差の問題」は、「法の下での平等」の枠組の中で論じられてきた。「法の下での平等」の観点から「一票の格差の問題」を論ずると、ある程度の「合理的な」「一票の較差」は、許容されるという議論が生まれ、「どの程度の一票の較差なら、憲法上許容されるのか」という議論になりがちである。

現に、過去の各最高裁判決が、その議論に終始している。

しかし、主権者（国民）は、憲法によって、「代議制の下で」という意味で間接的とはいえ、主権者（国民）の**多数の意見**で、立法、行政を決定・支配し、最高裁判官を指名／任命する権利を保障されている。この「主権者（国民）の多数決ルール」という観点から分析すると、『有権者一人の選挙権を示す「一票」は、各国民の国政に対する影響力を数学的な数量として表象するものであるから、それは、全員均一でなければならないこと』が、容易に理解され得る。けだし、主権者たる国民の有する一票が不平等であると、仮にそれが僅か0.1票差の不平等であろうと、多数の国民が多数の国会議員を選出できなくなるからである（第2部第1、2〈本書20～22頁参照〉）。

現に、「一票の不平等」のため、現在の小選挙区選出衆議院議員の全数・300人の過半数（151人）が、全有権者の42%を占める選挙区から選出されている（第1部 論点骨子1〈本書3～4頁〉、第2部 第1〈本書18～23頁〉）。

法律家は、我々上告人代理人を含め、この厳しい事実には、過去60余年間、気付かなかつた。少なくとも、「この厳しい事実が憲法上許容できるか否か」の議論が、憲法学者も含めて法律家の間でなされてこなかつた。

過去の選挙無効請求訴訟では、各原告代理人は、法廷で、

- ① 憲法は、(多数の国民が多数の国会議員を選んで、代議制を介して、実質的に、国民の多数決で、立法を支配し、行政を支配するという)『民主主義』を保障している。
- ② それを可能にするために、憲法は、「一人一票」を保障している。
- ③ それ故、憲法は、「一人一票」は妥協の余地のない厳密な「一人一票」、即ち、人口比例に基づく国会議員の選出を要求している。

との議論をしてこなかった。

上告人代理人 (升永弁護士) 自身、この『憲法が、『国民 (主権者) の多数決ルール』を保障していること』に気が付いたのは、8 年前でしかない。しかも上告人代理人 (升永弁護士) 自身、2009 年 8 月になって、初めて、この論点を『自由と正義』2009 年 8 月号の『一人一票についての一考察』と題する寄稿文で公表したに過ぎない。

ここで、何故に、上告人代理人 (升永弁護士) を含めて日本人が、昭和 20 年以降現在まで、「一票の不平等の問題」が、民主主義国家にとっての『国民の多数決ルール』に係わる重大問題であることに気付かなかったのか、その理由を考えてみよう。

★★2 1983 年米国連邦最高裁判決 (Karcher 事件) (甲 5) (本書 55~56 頁)

人類がこの地球上に初めての民主主義国家を建国したのは、米国である。

アメリカ人は、1773~1776 の間、英国の支配に抗して、地球上で人類史上初めて民主主義国家を建国した。民主主義といえば、古代ギリシャの都市国家の例

がある。しかし、これは、その人口が、ここで言うところの近代・現代の「国家」というには小さすぎるので、議論の対象外とする。

そのアメリカですら、「一人一票」が初めて実現したのは、1964年の米国連邦最高裁判決 (Reynolds 判決) によってである。このように、英国の軍隊に抗して、民主主義国家を地球上に人類史上を初めて建国したアメリカですら、「一人一票」は、1776年の188年後の1964年迄、選挙を数多く繰り返しても実現し得なかったのである。

1964年、米国連邦最高裁は、住所により一票の価値を差別するアラバマ州の選挙法を米国連邦憲法に反する、と判決した。この1964年の Reynolds 米国連邦最高裁判決によって、(「一人一票」の保障のある) 民主主義国家が誕生した (本書 50~51頁)。

更に、1983年の Karcher 米国連邦最高裁判決 (本書 10~12、28~35、43~44 頁参照) は、米国連邦下院議員選挙で、ニュージャージー州での **1 票対 0.993 票** という僅かな最大較差ですら、違憲無効と判決し、同事件を連邦地裁に差戻した。差戻審・連邦地裁は、自ら選挙区 (案) を作成し、6 ヶ月以内に地方議会が人口比に基づいた選挙区割りの法律を立法できない場合は、裁判所の「選挙区割り」(案) を法的な「選挙区割り」として発効させる、と判決した。ニュージャージー州の州議会は、6 ヶ月以内に、「選挙区割り」の立法をすることができなかった。ニュージャージー州地区での米国連邦下院議員選挙は、1984~1990年の6年間、連邦地方裁判所の判決で定めた「選挙区割り」に基づいて行われた。そして、Karcher 判決から6年後の1990年に、ようやく選挙区割りの法律が州議会で立法された。

この1983年の Karcher 米国連邦最高裁判決は、現在有効な米国連邦最高裁判決である。

★★★3 「一票の不平等」は、『少数決ルール』を必然とする（本書57～58頁）

上告人代理人（升永弁護士）は、8年前迄、以下のように考えていた。

「人間は平等に生を受けている。住所によって選挙権の価値に差別を設けている現在の公職選挙法は、憲法14条の『法の下での平等』に違反する」と。

このように、上告人代理人（升永弁護士）は、「一票の不平等」の問題を、専ら憲法14条の「法の下での平等」の枠組の中で考えていた。

他方で、上告人代理人（升永弁護士）は、日本が民主主義国家であることについて何の疑問も持っていなかった。というのは、日本では、選挙は、おおむね公正に行われており、かつ報道の自由が保障され、有権者は、報道された真実の情報を踏まえたうえで、選挙権を行使しているからである。

すなわち、上告人代理人（升永弁護士）は、「一票の不平等」の問題と民主主義の問題とをそれぞれ独立別個なものとして考えていた。

しかし、上告人代理人（升永弁護士）は、「民主主義は、議論を重ねた後に、最後は、多数の意見が、全体の約束事を決めることである」という、小学校の時に学んだことが頭に浮かんだ。

上告人代理人（升永弁護士）が小学校2年生の時、担任の先生は、

「1年生の時は、先生が級長を決めました。皆はもう2年生になったのだから、皆で、級長を選びなさい。」

と言われた。そして、50人のクラスの全員がそれぞれ一票をもち、選挙を行った。

1年生の時、級長だった上告人代理人（升永弁護士）は、ドキドキして投票の結果を

第3部（12つの議論の補充）

- 3 「一票の不平等」は、『少数決ルール』を必然とする
- 4 人は、自分の選挙権は1票未満しかないという真実を知った途端、「一人一票」の問題は『自分事』になる

待った。そして、あえなく落選。過半数の得票をした級友が、級長に選ばれた。しかし、上告人代理人（升永弁護士）は、先生の言う民主主義とはこういうことなのかと、妙に納得したことを思い出した。「その時、男の子も、女の子も、一票持っていた。勉強のできる子も、勉強のできない子も、同じ一票だった。そうだとすると、現在の『一人一票』の保障のない日本は、民主主義国家ではない！」。この事実に気付いた瞬間、『鳥肌が立っていたこと』を鮮明に覚えている。

この瞬間、初めて、それぞれが独立の問題であった、「一票の不平等」の問題と民主主義の問題が、“カチン”とリンクした。

★★★4 人は、自分の選挙権は1票未満しかないという真実を知った途端、「一人一票」の問題は『自分事』になる（本書58～59頁）

約1億400万人の有権者の約64%、即ち、約6,700万人が、前回の衆議院総選挙／最高裁判所裁判官国民審査（2009年8月30日施行）で、投票している。

前回の衆議院議員総選挙で、全有権者の約64%（約6,700万人）が投票したということは、全有権者の約64%（約6,700万人）が、選挙権の行使を重要な『参政権』の行使と考えている、ということである。

そして、当該6,700万人の選挙人のほぼ100%の人々が、『自分の選挙権が1票であること』を疑うことなく、投票している。

上告人代理人（升永弁護士）自身、自分の投票権が1票ではなく、0.5票と考え付いたのは、2009年5月でしかない。それまで、「自分の選挙権が一票である」ということに何の疑問も持っていなかった。

「一票の最大格差」を「1対2倍の最大較差」と捉えるか、「1票対0.5票の最

大不平等」と捉えるかは、確かに、単なる視点の違いでしかない。

しかし、自らの選挙権が一票未満ということになると、当人にしてみれば、「一票の不平等」の問題は、一気に「他人事」から「自分事」になる。

近藤某氏 (67 才) 曰く。

「一人一票実現国民会議のインターネット投票をしてみた。自分の川崎市青葉区の住所を入力したら、パソコンの画面にいきなり 0.57 票の数字が表示された。この 0.57 票をみてショックを受けた。「自分は二流市民扱いされているのか！」これはもう、感情の問題だよ。」と。

この近藤某氏の「感情の問題だよ。」という素直な感想こそが重要である。この「一人一票」の問題は、正に、**他人事**ではない**自分事**なのである。そして、『国民が、民主主義を手で掴み取るということ』は、国民が、この「一人一票の問題」を**他人事**ではなく、**自分事**と捉えることである。それは、国民一人一人にとって、決して、難しいことではない。国民は、自分が一票未満であることを知りさえすれば、多くの人々が、直ちに**自分事**としてこの「一人一票」の問題を考えるであろう。

★★★5 一人前未満の日本人 (本書 59 頁)

「一票**未満**の選挙権しか持っていない「**一人前未満**の日本人」も、一票の選挙権を持っている「一人前の日本人」もない。日本人は、皆同じ「一人一票」の「一人前の日本人」である。同じ日本国民の中に、一票未満の価値の選挙権しか認められない『二流市民』があってはならない。

★★6 裁判所が衆議院議員選挙違憲・無効判決を下しても、社会的混乱は生じない

い（本書60頁）

衆議院、参議院とも、それぞれ、「比例」による選挙により選出された国会議員が存し、それぞれの定足数（1/3）を超えている（憲法56条）。従って、小選挙区選出衆議院議員選挙が憲法違反の理由で無効となっても、「比例」選挙により選出された両院の国会議員は、立法を行うことができる。

更に、当該比例選出の国会議員は、選挙無効判決により資格を失った元国会議員が参加した立法については、遡って追認する旨の立法をすることができる。

そうすれば、裁判所が衆議院議員選挙違憲・無効判決を下しても、社会的混乱は生じない。

★★★7 「一人一票」を実現する唯一の方法は、違憲立法審査権の行使（本書60頁）

「一人一票」を日本で実現する唯一の方法は、最高裁判所が、違憲立法審査権を行使して、「憲法は、「一人一票」を保障している。住所による選挙権の差別を定める本件選挙区割り規定は、違憲である」との判決を下すことである。最高裁判所が、違憲判決を下せば、日本は法治国家であるから、国会議員といえども、司法の判断に逆らうことはできない。よって、最高裁判所の「一人一票」の保障を認める旨の判決は、「一人一票」の実現を意味する。

★★★8 真の3権分立（本書60頁）

『最高裁判所が一人一票の保障を宣言する判決を下すこと』は、日本の司法が、初めて本格的なレベルで、違憲立法審査権を行使するという歴史的イベントである。当該判決により、日本は初めて、「真の三権分立」を確立する。

★★★★9 （8～9の小括）（本書61頁）

上記8～9で述べたとおり、一人一票の憲法上の保障を認めたいうえでの違憲判決は、同時に、2つの歴史を創る。

1つは、（一人一票の保障された）『真の民主国家の誕生』という歴史である。

2つは、（『真の三権分立』の実現を担保する）、本格的なレベルでの、『違憲立法審査権の確立』という歴史、である。

★★★★10 正義と勇気（本書61頁）

最高裁判所裁判官は、憲法と良心に従うことを求められている（憲法78条3項）。

『最高裁判所裁判官が、「憲法上、国民は、全員均しく、「一人一票」を保障されている。一人一票の保障を欠く選挙は、違憲である」旨の判決を下すこと』は、勇気が必要である。

正義の実現には、勇気が求められる。勇気なくして、正義は実現できない。

勇気なくして、「一人一票」という憲法の定める民主主義の『根幹のルール』は、実現できない。

★★★★11 9つの論点に対する司法判断を求める（本書61頁）

過去の各最高裁判決は、本上告理由書記載の上告人の提起した論点骨子1～9の9つの論点（本書3～13頁）に対して触れていない。そして、過去の各最高裁判例では、被上告人も、上告人の提起した当該9つの論点に対して、反論していない。

特に、上告人は、各最高裁判所裁判官に対し、当該9つの論点一つ一つに対する司法判断を求める。

その中でも、とりわけ論点骨子1（憲法に定める「正当(な)選挙」違反の主張）（本書3～17頁）に対する司法判断が重要である。

★★★12 歴史的裁判（本書62頁）

マスコミ、国民は、本件裁判で、(7)上告人、被上告人の間でどのような議論がなされているのか、及び(4)各最高裁判所裁判官が「一人一票」の問題にいかなる意見を有しているかの2つに注目している。けだし、最高裁判所が、「憲法は、主権者（国民）に「一人一票」を保障している」旨判決すれば、当該最高裁判決は、日本を『「一人一票」の保障のある真の民主主義国家』に変えるからである。

本件裁判の判決を下す各最高裁判所裁判官の名は、日本の歴史に留められるであろう；

（『憲法は、「一人一票」の保障を要求している』との意見を判決文に記述した）最高裁判所裁判官として。

あるいは、（『憲法は、「一人一票」の保障を要求していない』との意見を判決文に記述した）最高裁判所裁判官として。

あるいは、（『憲法が、「一人一票」を保障しているか否か』の論点に触れないうで、結論を導いた）最高裁判所裁判官として。

（以下、余白）

【最後に】

- 第 1 (7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(イ)都道府県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する
- 1 福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の都道府県の各境界を考慮して選挙区割りすべしとの判示について

【最後に】 (本書 63～86 頁)

重要度を下記マークで示す

最重要・・・・★★★★

より重要・・・・★★

重要　　・・・・★

①(7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(イ)都道府県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する／②裁判官は、国民の多数が高知 3 区の選挙権を 1 票とすると自らの選挙権は 1 票未満でしかないという真実を知った場合の、合理的に推察される国民の意見 (即ち、推察される)『世間の常識』と矛盾しないように、「憲法が国民一人一人に「一人一票」を保障しているか否か」を判断するよう求められる—

★★★第 1 (7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(イ)都道府県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する (本書 63～81 頁)

序 上告人は、「最小単位として、丁、町、村、大字の行政区画を用いることを前提として、人口比例に基づく選挙区割りを行うこととし、当該人口比例に基づく選挙区割りを実現するために、止むを得ず都道府県の境界を跨ぐこともあり得る」旨主張する。

その理由は、下記 1～2 (本書 63～81 頁) に示すとおり、衆議院議員選挙の小選挙区の選挙区割りを、人口比例に基づいて行うとはいえ、行政区画たる丁、町、村、大字を最小単位とするため、福岡高判平 22.3.12 判決文 19～20、22～23 頁 (甲 21) 記載の人口比例に基づく選挙区割り (案) (同判決の引用する甲 6。本件上告の甲 6 と同じ。上告人代理人注) に対する批判を全て克服し得るからである。

1 福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の、都道府県の各境界を考慮して選挙区割りをすべし、との判示について (本書 63～65 頁)

9 つの高裁判決 (①大阪高判平 21.12.28 《成田達喜裁判長。違憲違法判決。甲 17》、②広島高判平 22.1.25 《廣田聡裁判長。違憲違法判決。甲 18》、③東京高判平 22.2.24 《富越和厚裁判長。違憲状態判決。甲 19》、④福岡高判那覇支部平 22.3.9 《河邊義典裁判長。違憲状態判決。甲 20》、) ⑤東京高判

【最後に】

- 第1 (7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(4)都道府県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する
1 福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の都道府県の各境界を考慮して選挙区割りすべしとの判示について

平 22.3.11 《稲田龍樹裁判長。合憲判決。原判決》、⑥福岡高判平 22.3.12 《森野俊彦裁判長。違憲違法判決。甲 21》、⑦名古屋高判平 22.3.18 《高田健一裁判長。違憲違法判決。甲 22》、⑧高松高判平 22.4.8 《杉本正樹裁判長。違憲状態判決。甲 23》、⑨札幌高判平 22.4.27 《井上哲男裁判長。合憲判決。甲 24》のうち、福岡高判平 22.3.12 (甲 21) は、下記⁹の詳細な理由を挙げて、選挙区割りに当たっては、都道府県を区画画定の考慮要素とすることが要請される旨判示する。

記⁹ (本書 64～65 頁)

- 『① 「原告は、厳格な投票価値の平等が実現可能であるとして、人口のみに基づく選挙区割りのモデルを提示する (甲 6)。その意欲と努力は買うにしても、同モデルをみると、(7)選挙ごとに選挙区割りが変わることを容認し、(4)一つの選挙区の選挙人数の変動が、隣接区にとどまらず全体に波及するものになっていて、それ自体問題があるばかりか、(7)こうした機械的かつ無機質な線引き (もつとも、原告のモデル案も、その枠組みの骨格は都道府県や市町村を前提としており、行政区画を全く無視するものではない。) が、一つの都道府県の住民である選挙民の投票行動に少なからず影響を与えることが当然に予想され (投票場に足を運ばない事態を招いては元も子もなくなる。) (I)予測可能な安定した選挙環境を整えることも選挙制度の構築にとって看過できない要素であることに鑑みると、原告の人口のみに基づく選挙区割りの主張は採用することができない。」(判決文 19 頁 11 行～下 5 行)
- ② 「以上の結果からみると、最大較差 1.6 というのが 1 例みられることはやや問題である (…) が、それでも上記の程度にとどまっており、その余はすべて 1.5 未満にすぎないことからすると、前記に述べた「誰もが過不足なく一票を有する」との理念を没却するまでには至らないので、仮にも、以下に述べる一人別枠方式を採用せず、人口比例だけに基づく都道府県別定数配分制であれば、国会の裁量権の範囲を越え

【最後に】

- 第1 (7) 「一人一票」の『憲法上の権利』は、(イ)都道府県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する
1 福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の都道府県の各境界を考慮して選挙区割りすべしとの判示について

るとまではいい得なかったものとする。」(同判決文 22 頁下 8 行～23 頁 2 行) (7)

～(イ)の各文字加入、強調 引用者)』

もともと、同判決は、「都道府県という行政区画の枠を前提にして選挙区画を定めた結果が、投票価値の平等を損ない、これを没却するような事態に至る場合には、都道府県という枠を取り払ってでも、平等価値の実現という理念に沿う選挙区画を定めるべきことはいうまでもない。」(同判決文 20 頁 7～10 行) と明言している。

(以下、余白)

【最後に】

- 第 1 (7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(イ)都道府
県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する
2 福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の判示に対する反論

反論 1 反論 2

2 福岡高判平 22.3.12 の上記①～② (本書 64～65 頁) の判示に対する反論 (本書 66～81 頁)

下記反論 1～反論 8 (本書 66～81 頁) に述べるとおり、福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の「都道府県の各境界を考慮し、それ以外の要素を考慮することなく、人口比例に基づいて選挙区割りを画定すべきである」旨の判示の上記①～② (本書 64～65 頁) の根拠は、(国民一人一人に「一人一票」を保障している) 憲法に照らして、「丁、町、村、大字の行政区画を最小単位として、已むを得ない場合は、都道府県の境界を跨ぐ合併選挙区を設けてでも人口比例に基づく選挙区割りを実現すること」を妨げる根拠足り得ない。

反論 1 「同モデル (甲 6 のモデル。引用者注) をみると、(7)選挙ごとに選挙区割りが変わることを容認し(ている)」(本書 64 頁上記①(7)の赤線部分) との同福岡高判の批判について (本書 66 頁)

上記福岡高判の批判は、人口比例に基づく選挙区割り (案) を示した甲 6 に対する批判である。

本件訴訟では、上告人は、最小単位として、丁、町、村、大字という行政区画を尊重して、人口比例に基づく選挙区割りが可能であることを本件訴訟の甲 16 によって立証している。よって、同福岡高判の上記批判は、本件訴訟の甲 16 については、当たらない。

反論 2 「(同モデル《甲 6 のモデル。引用者注》をみると、) (イ)一つの選挙区の選挙人数の変動が、隣接区にとどまらず全体に波及するものになっていて、それ自体問題がある」との同福岡高判の批判について (同判決文 19 頁 本書 64 頁上記①(イ)の青線部分) (本書 66～67 頁)

上記福岡高判の批判は、人口のみに基づいて選挙区割りを提示した甲 6 に対する批判である。

本件訴訟では、原告は、最小単位として、丁、町、村、大字という行政区画を尊重して、人口比に基づく選挙区割りが可能であることを本件訴訟の甲 16 で提示している。よって、同福岡高判の上記 (本書 64 頁) 批判は、本件訴訟の甲 16 については、当たらない。

反論 3 「(同モデル《甲 6 のモデル。引用者注》をみると、) (ウ)こうした機械的かつ無機質な線引き (もともと、原告のモデル案も、その枠組みの骨格は都道府県や市町村を前提としており、行政区画を全く無視するものではない。) が、一つの都道府県の住民である選挙民の投票行動に少なからず影響を与えることが当然に予想され (投票場に足を運ばない事態を招いては元も子もなくなる。)」との同福岡高判の批判について (同判決文 19 頁 本書 64 頁上記①(ウ)の緑線部分) (本書 67~71 頁)

1. 本件訴訟の甲 16 は、最小単位として、丁、町、村、大字という行政区画を尊重しているので、「機械的かつ無機質な線引き」という批判は当たらない。

現在行われている小選挙区について、考察してみよう。

例えば、東京 5 区 (目黒区、世田谷区の一部) の小選挙区をみると、選挙人は、小学校、役所等の 73 カ所の投票所で投票し得ることになっている (但し、平成 21 年 8 月 30 日の衆議院総選挙日当時)。即ち、各選挙人は、歩いて行ける距離に設けられた各投票所で、投票可能である。仮に、都道府県の各境界を跨ぐ、いわゆる合併選挙区が出来たとしても、そのための各投票所を従前の各投票所とは別の新しい投票所に変えることは、不要である。即ち、都道府県の各境界を跨ぐ合併選挙区を創設したとしても、選挙人は、従前と同じ投票所で投票できる。よって、選挙人は、都道府県の各境界を跨ぐ合併選挙区創設の前後で、投票のために投

【最後に】

- 第1 (7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(1)都道府県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する
2 福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の判示に対する反論

反論 3

票所で投票するに当たって、より便利になったり、より不便になったりするよ
うなことはない。

2. 被選挙人 (被選挙人候補者を含む) の選挙活動の点からみても、都道府県の各境界に相互に接した地域が、1つの合併選挙区と画定されるため、選挙活動に用いることが合理的に予測される、各公民館、その他の各公の集会所、各選挙ポスターの貼付板の場所等も従来のそれと同じであると合理的に解される。よって、都道府県の境界を跨ぐ合併選挙区を創設したからといって、被選挙人 (被選挙人候補者を含む) が、現行の小選挙区と比べて、特段の不便を蒙ることは、あり得ない。

3. 江戸時代ならともかく、現在は、都道府県の各境界に於いて、交通の流れ、通信の流れ、情報の流れが、「関所」等の理由で中断されることはない。例えば、東京都近郊の埼玉県、神奈川県、千葉県各住民が、各県と都との境界を越して、職場のある東京都心に毎平日通勤することは、珍しいことではない。

このような次第であるので、交通、通信手段が発達した現時点の日本に於いては、東京首都圏に限らず、全国的に見ても、都道府県の各境界に接する各合併選挙区 (想定) の住民は、当該合併選挙区 (想定) に限って言えば、衆議院議員選挙の各候補者の中の誰に投票すべきか判断するために必要となる情報を共有している、と言えよう。

4.(1) 北海道最南端の地域と青森県津軽半島北側の地域の併合選挙区を検討してみよう。

北海道最南端の地域と青森県津軽半島北側の地域は、青函トンネルを経由する鉄道によって相互に接続している。

現行法の下で、佐渡島の佐渡市は、本州の新潟 2 区に含まれている。佐渡島

【最後に】

- 第1 (7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(1)都道府
県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する
2 福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の判示に対する反論

反論 3

と新潟2区の本州側地域の間には日本海が存在し、両者の間の交流の便利性は、鉄道によって往来できる北海道最南端地域と青森県津軽半島北側地域とのそれと比べると、大幅に劣っている。

更に、八丈島、小笠原諸島は、「品川区、大田区の一部」とともに東京3区に含まれている。八丈島、小笠原諸島は、それぞれ、「品川区、大田区の一部」との間に約280km、1000kmの距離に及ぶ海を隔てて存在し、しかも相互の交通は、八丈島・「品川区、大田区の一部」間では、航空便／船便のみ、小笠原諸島・「品川区、大田区の一部」間では、船便のみという、不便なものである。

現行の公選法の選挙区割りに於いても、このように、同一の小選挙区内に海が存在するため、相互の交通の往来、情報の交流が容易でないものがある。

甲16による選挙区割りの中、1つの地域と他の地域との間に海が存する合併選挙区（即ち、①北海道最南端地域と青森県津軽半島北側地域の合併選挙区、②徳島県鳴門を含む地域と兵庫県淡路島を含む地域との合併選挙区、③山口県下関を含む地域と福岡県門司を含む地域の合併選挙区）であっても、上記（本書68～69頁）のとおり、現行公選法の下での選挙区割りの中に島嶼部を含むもの（例えば東京3区、新潟3区）と比べて、交通の往来、情報の交流が、更に困難となるようなものはない。

よって、『最小単位として、丁、町、村、大字の行政区画を用いて、人口比例に基づく選挙区割りを実現するために、北海道最南端地域と青森県津軽半島北側地域との合併選挙区を設けること』は、（国民一人一人に「一人一票」を保障している）憲法上の趣旨に沿っている、と解される。

- (2) 四国の徳島県の淡路島に近接する地域（鳴門市を含む）と、兵庫県の淡路島を含む地域の合併選挙区では、両地域の住民は、鳴門大橋で相互に車で交通ができる。従って、両地域を含む合併選挙区を創設しても、両地域間の交流・交

【最後に】

- 第1 (7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(1)都道府県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する
2 福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の判示に対する反論

反論 3

通の不便性は、(現行の小選挙区の区割り下で許容されている、)

- (7)佐渡島と本州を含む新潟県 3 区の本州側の地域の間存する交流・交通の不便性、及び
(1)「品川区・大田区の一部」と島嶼部を含む東京 3 区の中の島嶼部と「品川区・大田区の一部」との間に存在する交流・交通の不便性

と比べて、更に拡大したものになるとは解されない。

よって、最小単位として、丁、町、村、大字の行政区画を用いて人口比例に基づく選挙区割りを実現するために、徳島県の鳴門と兵庫県の淡路島を含む合併選挙区を設けることは、(国民一人一人に「一人一票」を保障している)憲法の趣旨に沿っている、と解される。

- (3) 本州の最南端である山口県の下関を含む地域と、九州の門司を含む地域の合併選挙区は、関門トンネル及び関門大橋で、鉄道／車で、交通できる。従って、両地域を含む合併選挙区を創設しても、両地域の交流・交通の不便性は、(現行の小選挙区の区割り下で許容されている、)

- (7) 佐渡島と本州を含む新潟県 3 区の中の佐渡島と本州側の地域との間に存する交流・交通の不便性及び
(1)「品川区・大田区の一部」と島嶼部を含む東京 3 区の中の島嶼部と「品川区・大田区の一部」との間に存在する交流・交通の不便性

と比べて、更に拡大したものになるとは解されない。

よって、最小単位として、丁、町、村、大字の行政区画を用いて人口比例に

【最後に】

- 第 1 (7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(イ)都道府
県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する
2 福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の判示に対する反論

反論 4 反論 5

基づく選挙区割りを実現するために、山口県の下関と九州の門司を含む合併選挙区を設けることは、(国民一人一人に「一人一票」を保障している) 憲法の趣旨に沿っている、と解される。

反論 4 「(同モデル《甲 6 のモデル。引用者注》をみると、) (I)予測可能な安定した選挙環境を整えることも選挙制度の構築にとって看過できない要素である」との同福岡高判の批判について (同判決文 19 頁 本書 64 頁上記①(I)の茶線部分) (本書 71 頁)

甲 16 は、丁、町、村、大字という行政区画を最小単位として、人口比例に基づいて選挙区割りをした一例である。原告が求めている選挙区割りは、丁、町、村、大字という行政区画を最小単位として、人口比例に基づいて画定された選挙区割りであるので、十分予測可能な安定した選挙環境である。

よって、上記の福岡高判の批判は、当たらない。

反論 5 (本書 71～72 頁)

そもそも、衆議院議員は、「全国民を代表する選挙された議員」(憲法 43 条)である。即ち、衆議院議員は、都道府県内の選挙区の利益の代表者ではない。

衆議院議員が「全国民を代表する選挙された議員」(憲法 43 条)である以上、小選挙区選出衆議院議員が選出さるべき小選挙区を都道府県の枠内に閉じ込める根拠が憲法上あり得ない。むしろ逆に、(憲法の中に根拠を持たない)『小選挙区選出衆議院議員の選挙区を都道府県の枠内に閉じ込めるというルール』こそ、衆議院議員は「全国民を代表する選挙された議員」であるとの憲法 43 条 1 項の定め

『憲法上の権利 (本件では、国民一人一人に保障されている「一人一票」の憲法上の権利) が憲法に根拠を持たない諸々の権利と衝突した場合、憲法上の権利

【最後に】

- 第1 (7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(イ)都道府
県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する
2 福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の判示に対する反論

反論 6

が、憲法に根拠を有しない諸々の権利、利益、権益により滅殺されることはあり得ないということ』は、憲法論の基本中の基本である。

反論 6 (本書 72~74 頁)

1. 一方で、地方自治法 2 条 3 項¹が定めるとおり、地方公共団体の内、市町村は、「基礎的な地方公共団体」である (地方自治法 2 条 3 項¹)。

地方自治法 2 条 3 項¹

③ 市町村は、「基礎的な地方公共団体」として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる (昭和 31 法 147 本項追加)。

(強調 引用者)

他方で、同法 2 条 5 項は、「都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。」と定めている。

即ち、都道府県は、「基礎的な地方公共団体」とは言えない 地方公共団体でしかない。

2. 公選法別表一によれば、「基礎的な地方公共団体」である「市」(地方自治法 2 条 3 項)の幾つかを、丁、町、大字を最小単位として分割して、選挙区割りを行っている。

即ち、「基礎的な地方公共団体」である「市」について言えば、行政区画としての丁、町、村、大字を最小単位としながら、「市」の一部の地区が、ある小選

【最後に】

- 第1 (7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(1)都道府県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する
2 福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の判示に対する反論
反論 6

挙区に属し、同じ「市」の他の地域が、隣接する他の地方公共団体と併合して、合併選挙区を創造している。

（「**基礎的な地方公共団体**」とは言えない）都道府県の同一性が「**基礎的な地方公共団体**」たる市の同一性より、より強固であって、都道府県を衆議院選挙の小選挙区の選挙区割りのために分割し難いとは、解し難い。

そうだとすると、（「**基礎的な地方公共団体**」とは言えない）都道府県の一部の地域が、行政区画としての丁、町、村、大字を最小単位として、県境を接する他の都道府県の一部と併合して、合併選挙区を創設すること』は、（上記「市」の一部を行政区画としての丁、町、村、大字を最小単位として分割することを認めている）公職法別表一に示されている“小選挙区の選挙区割りのための行政区画分割基準”に照らして、憲法は勿論のこと、地方自治法に照らしても、許容し得ることと解される。

3. 「基礎的な地方公共団体」である市の幾つかは、平成6年の小選挙区制度の創設時に、丁、町、村、大字を最小単位として、分割され、分割された各地域が、別々の小選挙区に編入された。この時、幾つかの市の選挙区割り目的の分割は、「一人一票」の実現という憲法上の国民の権利保護の目的ではなく、国会の自由なる裁量権を行使しての立法行為によって行われたのである。

「基礎的な地方公共団体」たる市に於いてさえ、選挙区割り目的での分割が実行されてきた『地方公共団体の分割の歴史』に照らし、『憲法上の権利である「一人一票」の実現のために必須である場合は、（「**基礎的な地方公共団体**とは言えない地方公共団体」にすぎない）都道府県の各境界を跨ぐような合併選挙区』を創設すること』は、国民一人一人に「一人一票」を保障している憲法の要求である、と解される。

【最後に】

第1 (7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(1)都道府
県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する
2 福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の判示に対する反論

反論 6

4. 『(選挙区は、都道府県の境界を跨いではならないという)『利益』が、憲法上の利益でないこと』は、『地方自治法 6 条の 2 が、『関係都道府県の申請に基づき、内閣が、国会の承認を得て、都道府県の**廃止**を定めることができる』旨定めていること』から自明である。けだし、都道府県の境界の存在が憲法上の利益であるとすれば、都道府県自体が、国会の承認を得て内閣によって**廃止**されるということは、憲法論として、有り得ないからである。

5. 以上の次第であるので、憲法が国民一人一人に保障している「一人一票」の権利を実現するために、『已むを得ない場合は、行政区画としての丁、町、村、大字を最小単位とすることを前提に、都道府県の境界を跨いでも、人口比例に基づいて合併選挙区を創造すること』が、憲法によって要求されている、と解される。

憲法論としては、『都道府県の境界を跨ぐような合併選挙区の創設は認められないという議論』は、『憲法上の権利又は憲法の定めに基づく議論ではないので、「一人一票」という国民の憲法上の権利に対しては、譲歩せざるを得ない。

(以下、余白)

- 第1 (7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(1)都道府県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する
 2 福岡高判平 22.3.12 (甲21) の判示に対する反論

反論7

反論7 (本書75~76頁)

福岡高判平 22.3.12 の判決文別紙3 (甲21) は、下記のとおりである。同別紙3は、一人別枠制を撤廃しながらも、都道府県の各境界を尊重したうえでの人口比例に基づく選挙区割りの一覧表である。

(別紙3) 都道府県別定数配分制・試算表(人口<選挙人>比例方式) <定数1当たりの選挙人数の多い順>

		※基準人員数 346,976											
A	B	C	D	E		F	G	H		I	J		
都道府県名	都道府県の選挙人数	選挙人数を基準人員数で除した数(商)	Cの整数値	剰余数(選挙人数)	剰余数の順位	加算数	新定数(D+F)	定数1当たりの選挙人数	定数1当たりの選挙人数の順位	最小県との格差	現行定数		
鳥取	489,817	1,412	1	142,842	33	0	1	489,817	1	1,636	2		
和歌山	856,633	2,469	2	162,683	29	0	2	428,317	2	1,430	3		
香川	834,164	2,404	2	140,214	34	0	2	417,082	3	1,393	3		
愛媛	1,206,569	3,477	3	165,644	27	0	3	402,190	4	1,343	4		
長崎	1,188,110	3,424	3	147,185	32	0	3	396,037	5	1,323	4		
青森	1,172,443	3,379	3	131,516	35	0	3	390,814	6	1,305	4		
奈良	1,157,499	3,336	3	116,574	37	0	3	385,833	7	1,289	4		
三重	1,509,076	4,349	4	121,176	36	0	4	377,269	8	1,260	5		
熊本	1,495,764	4,311	4	107,864	39	0	4	373,941	9	1,249	5		
岩手	1,118,267	3,223	3	77,342	40	0	3	372,756	10	1,245	4		
滋賀	1,098,327	3,165	3	57,402	41	0	3	366,109	11	1,223	4		
千葉	5,014,812	14,453	14	157,162	30	0	14	358,201	12	1,196	13		
北海道	4,626,419	13,334	13	115,744	38	0	13	355,878	13	1,189	12		
大阪	7,095,507	20,450	20	156,007	31	0	20	354,775	14	1,185	19		
沖縄	1,063,317	3,065	3	22,392	45	0	3	354,439	15	1,184	4		
長野	1,768,865	5,098	5	33,990	42	0	5	353,773	16	1,181	5		
山梨	706,254	2,035	2	12,304	47	0	2	353,127	17	1,179	3		
鹿児島	1,410,124	4,064	4	22,224	46	0	4	352,531	18	1,177	5		
東京	10,573,562	30,474	30	164,312	28	0	30	352,452	19	1,177	25		
京都	2,105,959	6,069	6	24,109	44	0	6	350,993	20	1,172	6		
兵庫	4,541,762	13,090	13	31,087	43	0	13	349,366	21	1,167	12		
茨城	2,424,734	6,988	6	342,884	2	1	7	346,391	22	1,157	7		
佐賀	691,617	1,993	1	344,642	1	1	2	345,809	23	1,155	3		
神奈川	7,255,344	20,910	20	315,844	4	1	21	345,493	24	1,154	18		
静岡	3,080,088	8,877	8	304,288	7	1	9	342,232	25	1,143	8		
福岡	4,096,202	11,805	11	279,477	12	1	12	341,350	26	1,140	11		
愛知	5,800,600	16,718	16	249,000	15	1	17	341,212	27	1,140	15		
埼玉	5,777,503	16,651	16	225,903	22	1	17	339,853	28	1,135	15		
岐阜	1,696,355	4,889	4	308,455	6	1	5	339,271	29	1,133	5		
福島	1,671,057	4,816	4	283,157	10	1	5	334,211	30	1,116	5		
広島	2,330,578	6,717	6	248,728	16	1	7	332,940	31	1,112	7		
徳島	664,591	1,915	1	317,616	3	1	2	332,296	32	1,110	3		
大分	996,652	2,872	2	302,702	8	1	3	332,217	33	1,110	3		
新潟	1,977,886	5,700	5	242,811	21	1	6	329,614	34	1,101	6		
福井	656,754	1,893	1	309,779	5	1	2	328,377	35	1,097	3		
群馬	1,633,357	4,707	4	245,457	18	1	5	326,671	36	1,091	5		
栃木	1,632,626	4,705	4	244,726	19	1	5	326,525	37	1,090	5		
山形	976,514	2,814	2	282,564	11	1	3	325,505	38	1,087	3		
高知	649,551	1,872	1	302,576	9	1	2	324,776	39	1,085	3		
宮城	1,907,378	5,497	5	172,503	26	1	6	317,896	40	1,062	6		
岡山	1,582,733	4,562	4	194,833	24	1	5	316,547	41	1,057	5		
石川	948,081	2,732	2	254,131	13	1	3	316,027	42	1,055	3		
秋田	941,221	2,713	2	247,271	17	1	3	313,740	43	1,048	3		
宮崎	938,266	2,704	2	244,316	20	1	3	312,755	44	1,045	3		
山口	1,220,899	3,519	3	179,974	25	1	4	305,225	45	1,019	4		
富山	910,089	2,623	2	216,139	23	1	3	303,363	46	1,013	3		
島根	598,857	1,726	1	251,882	14	1	2	299,429	47	1,000	2		
計	104,092,583	300	274	9,021,433									

残26

【最後に】

- 第1 (7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(1)都道府県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する
2 福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の判示に対する反論
反論 7 反論 8

上記別紙 3 (本書 75 頁) によれば、鳥取県では、定数 1 人当たり選挙人数は、489,817 人である。島根県では、定数 1 人当たり選挙人数は、299,429 人である。

島根県民の選挙権を 1 票とすると、鳥取県民の選挙権の価値は、**0.6 票** ($0.611 \div 299,429 \div 489,817$) でしかない。

鳥取県民が、島根県民の選挙権の価値を 1 票とすると、鳥取県民の選挙権の価値が 0.6 票であることを知った場合、鳥取県民は、1 票 (島根県民) 対 0.6 票 (鳥取県民) の住所による選挙権の価値の差別に反対するであろう、と合理的に推察される。

「鳥取県民が、島根県民の選挙権の価値を 1 票とすると、鳥取県民の選挙権の価値が 0.6 票であるという**真実**を知った場合、鳥取県民は、その住所による選挙権の価値の差別に反対するであろう」と合理的に推察される以上、この鳥取県民の憲法上の「一人一票」の権利を保護するために、当裁判所は、「憲法は、憲法上の権利である「一人一票」を実現するべく、(行政区画としての、丁、町、村、大字を最小単位として、人口比例に基づいて、都道府県の境界を跨ぐ合併選挙区を含む) 選挙区割りを要求している」と判断するよう求められる。けだし、裁判官は、憲法 76 条 3 項、99 条に基づき、憲法上の「一人一票」の選挙権を侵害された被害者 (上記の例では、鳥取県民) を司法救済する義務を負っているからである。

反論 8 (本書 76~81 頁)

1. 憲法 56 条 2 項は、「両院の議事は、……出席議員の**過半数**でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる」と定めている。即ち、憲法の下では、国会議員の**多数**が、立法、行政を決定・支配する。
2. 憲法は、上記の『**国会議員の多数決の決定的な力**』を『**多数の国会議員が、多数の主権者 (国民) によって選出されること**』によって、正当化している。

憲法前文第1段第1文冒頭の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」の定めに注目されたい。

ここで言う「正当(な)選挙」とは、(主権者(国民)の多数が多数の国会議員を選出できる)『選挙の仕組み』を意味している、と解される。

けだし、『主権者(国民)の少数が、多数の国会議員を選出するような仕組みの選挙』は、到底「正当(な)選挙」とは言えないからである。

3. そして、多数の主権者(国民)が多数の国会議員を選出できる選挙であるためには、『主権者(国民)一人一人(但し、成人)が全員「一人一票」の選挙権を有すること』が必須である(本書20~22頁参照)。

けだし、一部の国民が1票未満の選挙権を有し、その余の国民が1票の選挙権を有したのでは、100%、『少数の国民が多数の国会議員を選出すること』に帰結するからである。

4. この重要な憲法上の国民の「一人一票」の権利が、憲法上に根拠のない権益、利益(本件では、〈選挙区割りに当って、都道府県の境界を跨がないという〉利益)等々によって、減殺(又は減少)させられ得るという議論は、憲法論として成り立ち得ない。けだし、憲法は、最高法規として、日本の法秩序の頂点に立つからである(憲法98条1項)。

(最高法規たる憲法によって保障された)権利は、日本の法秩序の中の最高位の『権利』である。『(法秩序の中の最高位に位置する)『権利』(本件では、「一人一票」の権利)が、(憲法に根拠をもたない)『利益』(即ち、「選挙区は、都道府県の境界を跨いではいけないという利益)により減殺されるということ』は、当該減殺の範囲では、『「一人一票」の権利が、「選挙区は、都道府県の境界を跨がないではいけない

という利益」に劣後するということ』である。このような『憲法に保障された権利が、憲法に保障されていない「利益」に劣後するということ』は、憲法を最高法規とする法秩序の中では、あってはならないことである (憲法 98 条 1 項)。

5. 『憲法論として、そもそも「憲法上の権利である「一人一票」の権利」は、(憲法上の利益でない)「(都道府県の境界を跨いで選挙区割りになされてはならない)という利益」によって、減殺されようがない』との上告人の極単純な主張は、上告人の全主張の中核である。

当裁判所が、当該原告の「極単純な主張」に特に注目して、本件裁判をされるよう、原告は、要請する。

6. 最大判平 18.10.4 (衆議院議員選挙無効請求事件) は、下記¹⁰のとおり、『憲法 47 条が、「選挙区……に関する事項は、法律でこれを定める。」と定めていること』等を根拠として、

「投票価値の平等は、……国会が正当に考慮することができる他の政策的
目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきもの(である)」

と判示する。

記¹⁰ (本書 78～79 頁)

[最大判平 18.10.4]

「3 憲法は、国会の両議院の議員を選挙する国民固有の権利につき、選挙人の資格における人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入による差別を禁止するにとどまらず、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等をも要求していると解するのが相当である。他方、憲法は、国

【最後に】

- 第1 (7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(1)都道府
県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する
2 福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の判示に対する反論

反論 8

会の両議院の議員の選挙について、議員は全国民を代表するものでなければならぬという制約の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとしている(43条, 47条)。また、憲法は、国会を衆議院と参議院の両議院で構成するものとし(42条)、各議院の権限及び議員の任期等に差異を設けているところ、その趣旨は、衆議院と参議院とがそれぞれ特色のある機能を発揮することによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにある。そうすると、憲法は、投票価値の平等を選挙制度の仕組みの決定における唯一、絶対の基準としているものではなく、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるのかの決定を国会の裁量にゆだねており、投票価値の平等は、参議院の独自性など、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものとしていると解さなければならない。それゆえ、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって投票価値の平等が損なわれることになっても、憲法に違反するとはいえない。」(強調 引用者)

当該判示(本書78~79頁)は、憲法論として、成り立ち得ない。

その理由は、下記¹¹のとおりである。

記¹¹(本書79~81頁)

「1. 「投票価値の平等」は、

- (1) 憲法14条(法の下での平等)等の「人権論」によって根拠付けられるというより、
- (2) (主権者(国民)の多数の意見が、「正当(な)選挙」を前提とする代議制を通じて、立法、行政、司法を決定・支配するという)「統治論」

によって、裏付けられる (本書 18~23 頁)。

ここで、**統治論**とは、

- ① 「憲法前文第1段第1文冒頭の「日本国民は**正当に選挙**された国会における代表者を通じて行動し」の定め、
- ② 同前文第1段第1文の「ここに**主権が国民に存する**ことを宣言し」の定め、
- ③ 同前文第1段第2文の「そもそも国政は、国民の厳粛なる**信託**によるものであって」の定め、
- ④ 同 56 条 2 項の「両院の議事は、…出席議員の**過半数**でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる」の定め、
- ⑤ 同 15 条 1 項、3 項 (選挙権)、
- ⑥ 同 67 条 (内閣総理大臣の指名)、
- ⑦ 同 6 条 (最高裁判所長官の指名)、同 79 条 (最高裁判所裁判官の任命)、
- ⑧ 同 44 条 (選挙人の資格)、
- ⑨ 同 14 条 1 項 (法の下での平等)

の各定めを根拠とする憲法論である。

ここで、国民一人一人の「一人一票」の選挙権とは、「**丁、町、村、大字**を最小の行政区画として用いて、人口比例により区画された選挙区割りに基づく**選挙権**」を意味する。

2. 国会議員は、憲法を遵守し、擁護する義務を負っている (憲法 99 条)。よって、国会議員は、当該「憲法を遵守し、擁護する義務」を履行することを条件として、自由なる裁量権をもって、「選挙区」に関する事項を含む全ての立法事項に関し、立法に参加する。

【最後に】

- 第1 (7)「一人一票」の『憲法上の権利』は、(イ)都道府
県の境界維持という『憲法外の利益』に優越する
2 福岡高判平 22.3.12 (甲 21) の判示に対する反論

反論 8

よって、憲法 47 条は、各国会議員が憲法の定めを遵守し、擁護する義務を果たして投票する限りにおいて、国会が、「選挙区」に関する全ての事項を定めることができる旨定めているに過ぎない、と解される。

従って、憲法論として憲法 47 条は、『(国会が憲法によって保障されている)「一人一票」の権利を、(憲法に定めのない)「選挙区は都道府県の境界を跨いではならないという『利益』によって、滅殺するような立法を行うこと』を正当化し得る条項たり得ない。』

尚、上記 (本書 78~79 頁) のとおり、国会は、憲法 47 条 (「選挙区…に関する事項は、法律でこれを定める」との定め。) に基づき、憲法に定める定め (その定めの一つが、国民一人一人 (但し、成人に限る。) の「一人一票」の選挙権である) に反しない限り、選挙区に関する全ての事項をその自由なる裁量に基づいて立法できる。

例えば、国会は、憲法 47 条によって、(7)「中選挙区制を小選挙区制にすること」、(イ)「比例代表制と中選挙区制の併用を全国区制一本化すること」等々を、憲法によって保障されている「投票価値の平等」の選挙権、即ち、「一人一票」の選挙権を害さない限り、その自由なる裁量に基づいて、立法し得る。

(以下、余白)

★★★第2 裁判官は、国民の多数が高知3区の選挙権を1票とすると、自らの選挙権は1票未満でしかないという**真実**を知った場合の、推察される国民の意見（即ち、（推察される）『世間の常識』（甲10参照）と**矛盾しないように**、「憲法が国民一人一人に「一人一票」を保障しているか否か」を判断するよう求められる（本書82～86頁）

1 憲法は、憲法改正の是非を最終的に**国民投票**によって決める旨定めている（憲法96条）。国民にとって、憲法改正が、『**重要な問題**』だからである。『住所による差別なく、国民は「一人一票」を有するか否かの問題』は、国民にとって、『憲法改正を是とするか、否とするかの問題』、に勝るとも劣らない、『**重要な問題**』である。

ここで、「一票の基準を高知3区の選挙権に置くのは公平ではない。一票の基準は、各選挙区間での1被選挙人当たり有権者数の最大較差の値の中心値に置くべきである」という議論（仮想）が有り得よう。この議論（仮想）に対し、下記¹²のとおり、反論する。

記¹²（本書82頁）

「憲法は、上記（本書18～23頁）のとおり、憲法の定める統治のルール（憲法前文第1段落第1文、第2文、15条、56条2項、44条、14条）により、そもそも、国民一人一人に、「一人一票」の選挙権を保障している。そうであるが故に、投票価値の不平等を明白に表現するために、基準値を高知3区の選挙権の1票に置いて、他の選挙区の選挙権の価値を表現する方法は、何らミスリーディングな表現方法ではなく、逆に投票価値の不平等を直截簡明且つ正確に表現する表現方法である。」と。

2 最大多数の最大幸福（本書82～83頁）

(1) 民主主義は、「最大多数の最大幸福」という直截簡明な割り切りに基づいて

組み立てられた法理念である。そして、憲法は、この「**最大多数の最大幸福**」
という直截簡明な民主主義の法理念に基づいて創られた最高法規である。

(2) 現行法の選挙区割りの下では、国民（成人）の**多数**は、高知3区選挙権を1
票とすると、1票未満の価値しかない選挙権を付与されているに過ぎない。こ
れが**真実**である。

「国民全員が、等価値の選挙権を有する」との憲法上の保障（即ち、「一人一票」の
保障）との関係で言えば、国民の**多数**は、（憲法上有している「一人一票」の権
利を侵害された）**被害者**である。

(3) 国民の**多数**（被害者）の意見が『**世間の常識**』を形成する。これも**真実**である。

(4) 最高裁判所が、『**世間の常識**』に矛盾する判断を下すと、その判決は、国民
の**多数**（被害者）の意見に反することになる。

(5) 最高裁判所が、国民が**真実**を知った場合の国民の**多数**（被害者）の意見に矛盾
する判決を下すと、「**最大多数の最大幸福**」という、「**民主主義のよって立つ基
本的法理念**」（且つ「**憲法のよって立つ法理念**」）に矛盾することになる。

3（本書 83～86 頁） 世間の常識論

(7) 民主主義は、(i) 真実が報道され、(ii) 国民が真実を知ったうえで自らの意
見を形成し、(iii) 国会議員、最高裁判所裁判官の選任権・罷免権を行使できる
こと（憲法 15 条、79 条 2、3 項）等を前提とすることにより、成り立っている。そして、
憲法 21 条は、国民に真実が知らしめられるよう、『報道の自由』を保障して
いる（最大判昭和 44.11.26 刑集 23 卷 11 号 1490 頁。博多駅事件）。

(イ) 従って、「一人一票問題」についての「国民の多数が持つであろう意見」（即ち、『世間の常識』）とは、（国民の多数の選挙権が、高知3区選挙権を1票とすると、1票未満の価値しかないという**真実**を知ったうえでの）「国民の多数が持つであろう意見」である、と解される。

(ウ) 本件裁判は、通常の裁判と異なる

通常の裁判においては、裁判官は、世間の声がどうであれ、それ（「雑音」と評した人もいた。上告人代理人注）に惑わされることなく、法廷の中で主張される原・被告双方の意見に十分耳を傾け、証拠に基づいて、ひたすら(i)憲法と(ii)法律と(iii)（法律家としての全人格、全経験、全学識を傾注して思索することによって生まれ出る）**良心**に従って、厳正中立に判決することが、求められている（憲法76条3項、99条）。

例えば、国民の多数の意見が特定の宗教の信者・10名をその宗教の故に重罰に処することを是とする方向に流れていたとしても、裁判官は、その国民の多数意見（即ち『世間の常識』）に惑わされることなく、**厳正・中立に**、証拠によって**真実**を認定し、法を適用して、^{ゆめゆめ}努力、憲法に違反して当該少数者の憲法20条の『信教の自由』を害さないよう、判決を下すことが求められる。換言すれば、裁判官の務めは、『**厳正中立な立場に立って、法律家としての全人格・全学識を懸けて、訴訟当事者が少数者である場合は、その少数者の利益が憲法上の保護に値すれば、その少数者の利益を、国民の多数の意見（即ち『世間の常識』）に逆らっても、保護するに足りる判決を下すこと**』である。けだし、少数者の憲法上の基本的権利は、憲法上、国民の多数の意見（即ち『世間の常識』）に抗してでも、保護さるべきであるからである。

ところが、「憲法が国民一人一人に「一人一票」を保障しているか否か」の問題は、国民の**多数**の憲法上の権利の保護が争点である。この点が、本件裁

判が上記の如き通常の裁判と異なるところである。

(I) (原告が「国民の多数が憲法の「一人一票」の権利を侵害されている被害者である」と主張している) 本件では、裁判官は、上記の(国民の**少数者**の憲法上の権利の保護が争点となっているような事案と異な**って**、国民が**真実**を知った場合の『**世間の常識**』と矛盾しないような判決を下すよう、求められる。

(オ) 上告人代理人(升永弁護士)は、2009年12月30日～2010年5月4日の間、自宅～事務所の出勤途上のTAXIの中で、約15分間、合計84名のTAXI運転手に、

- ① TAXI運転手に住所を聞いたうえで、高知3区の選挙権を1票とすると、同TAXI運転手の小選挙区の選挙権の価値は、0。何票しかないという**真実**を説明し、
- ② 「自分の選挙権はいくらであるべきだと思いますか？」

と話しかけた(但し、上記84名のTAXI運転手の中に加えて、上告人代理人(升永弁護士)は、更に3名のTAXI運転手の車に乗車したが、車中の雰囲気良好でなかったため、「質問」に至らなかったことを付言する。加えて、2名の日本の選挙権のない外国人、2名の選挙に行かない主義の人がいた。これらの7人(=3+2+2)は、上記84名に含まれていない。)。84人のTAXI運転手全員が、概ね、「当然1票です。今まで、自分の選挙権は、「一票」と思っていた。「一人一票」でないなんてオカシイ」旨回答した。当該84人の中の3～4割の人々は、「1票の格差」という言葉を知っていた。それにも拘わらず、84人**全員**が、「自分の選挙権は、1票」と思い込んでいた。

国民が**真実**を知った場合の『**世間の常識**』は、「一人一票」であると合理的

に推察される。

裁判官は、（国民が、高知3区の1票と比べると、自らは、1票未満の選挙権しか有していないという**真実**を知った場合の）（推察される）『**世間の常識**』（甲10）と矛盾しないように、「**憲法は、国民一人一人に「一人一票」を保障しているか否か**」を判断するよう求められる。

けだし、憲法は、（「一人一票」を有する主権者の**多数**の意見が、正当な選挙による代議制を通じて、三権を支配するという）『**主権者の間の、間接的又は直接的な、多数決主義**』の**統治論**を基礎としているからである。更に憲法は、裁判官に憲法を尊重し、かつ擁護する義務を課しているからである（憲法99条）。

■ 上申（本書86頁）

上告人は、下記¹³のとおり慎んで上申いたします。

記¹³（本書86頁）

「上告人代理人（升永弁護士）は、準備段階での調査、議論、思索の時間を含めると、**2200時間**を費やして、本上告理由書を作成しました。

各最高裁判所裁判官に於かれては、少なくとも**100時間**を用いて、『**憲法が、衆議院小選挙区選出議員選挙に於いて、「一人一票」を保障しているか否か**』を判断していただくよう、上申します。

その理由は、本裁判は、日本を（**国民（主権者）の過半数から選ばれた国会議員の過半数の意見が、立法・行政を『決定』、『支配』できる**）民主主義国家に変えるか否かという、これから**100年、1000年と続いて行く日本の歴史に係わる歴史的裁判**だからです。 」

以上